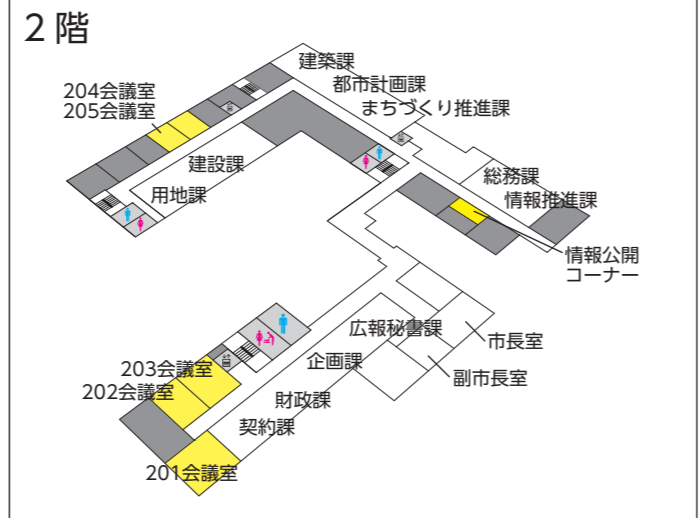
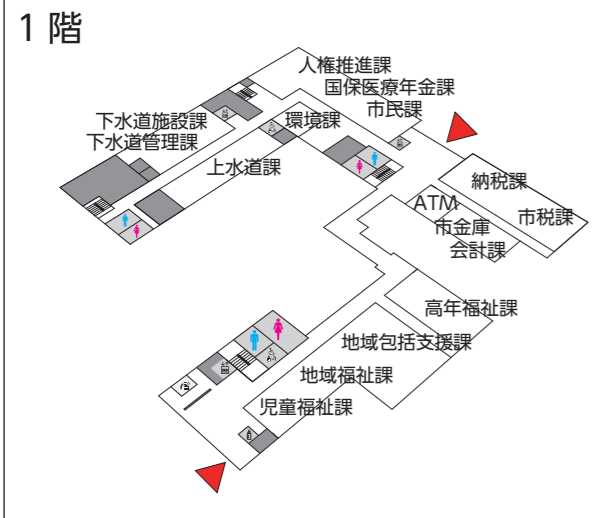
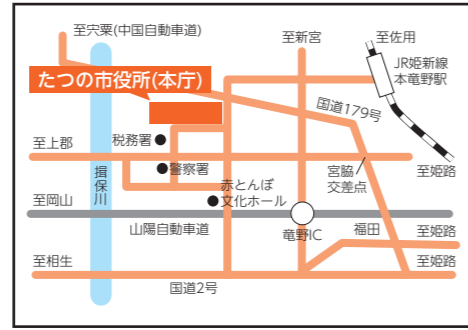


# 庁舎案内

▶ たつの市役所(本庁) 〒679-4192 龍野町富永1005-1

☎0791-64-3131(代)



▶ 龍野体育館 〒679-4167 龍野町富永1005-1

1階 教育委員会事務局 教育事業部 スポーツ振興課

▶ はつらつセンター 〒679-4167 龍野町富永410-2

1階 健康福祉部 健康課

▶ 新宮総合支所

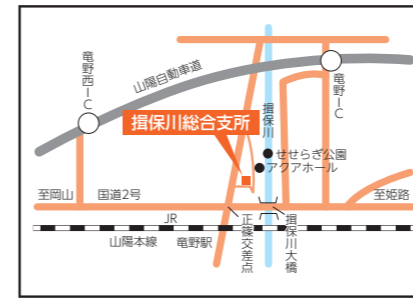


〒679-4392 新宮町宮内16

☎0791-75-0251(代)

1階 教育委員会事務局 教育事業部 地域振興課 歴史文化財課

▶ 揖保川総合支所

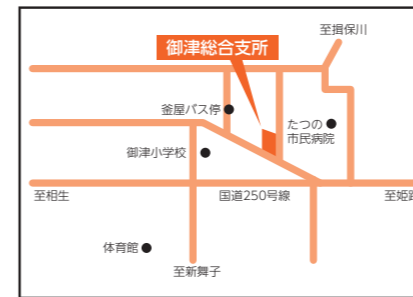


〒671-1692 揖保川町正條279-1

☎0791-72-2525(代)

1階 地域振興課  
2階 西はりま消防組合 西はりま消防本部 総務課・警防課・予防課

▶ 御津総合支所



〒671-1392 御津町刃屋356-1

☎079-322-1001(代)

1階 地域振興課

▶ 室津出張所



〒671-1332 御津町室津285-2

☎079-324-0001

(広告)

**Nagase Chemtex**  
NAGASE Group

**FOR the FUTURE**

私たちは豊かな未来のために化学する

素材の特性を引き出す化学のカート、それを支えるテクノロジーで新たな価値を創造する。それが私たちナガセケムテックスです。

ナガセケムテックス株式会社

播磨事業所  
〒679-4124 たつの市龍野町中井 236

ナガセケムテックス  
<https://www.nagasechemtex.co.jp/>



市外局番 龍野(0791)、新宮(0791)、揖保川(0791)、御津(079)

たつの市役所(本庁) 〒679-4192 龍野町富永1005-1

☎0791-64-3131(代)

部名	課名	係名	電話番号	業務内容
総務部	総務課	行政係	64-3142	市の儀式、市議会との連絡調整、公告式、審査請求、文書管理、自治会、庁舎管理、行政相談
		人事給与係	64-3101	行政組織、職員人事、職員研修、公務災害補償
	危機管理課	危機管理係	64-3219	防災、防犯、国民保護、交通安全対策
		消防団係		消防団
	情報推進課	情報システム係	64-3203	情報システムの開発運用・調整、情報化推進
		情報管理係		情報公開、個人情報保護、統計
	納税課	管理係	64-3144	市税等の収納、諸証明の交付
		収納係	64-3214	市税等の徴収、督促及び滞納処分、納税相談、納税指導
	市税課	市民税係	64-3145	市・県民税・法人市民税・国民健康保険税・軽自動車税・市たばこ税・その他諸税の賦課・調査、諸証明の交付
		資産税係	64-3146	固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価、固定資産税・都市計画税の賦課・調査、諸証明の交付
企画財政部	企画課	企画係	64-3141	総合計画、定住自立圏構想、地方創生、広域行政、地域政策、行政改革、ふるさと応援寄附金
	広報秘書課	秘書係	64-3140	秘書、渉外、国際交流、姉妹都市、市功労者
		広報広聴係	64-3211	広報・広聴、ホームページ、陳情、多文化共生
	財政課	財政係	64-3143	財政基本計画、予算編成・執行管理、税外収入、地方交付税、公債、基金・積立金、寄附採納
契約課	契約係	64-3218	業者の登録・指名、工事の入札・契約、委託契約の審査・調整	
	管財係		市有財産の管理・処分、財産区、車両の維持管理、指定管理者制度、工事等検査	
市民生活部	市民課	市民係	64-3147	住民基本台帳、印鑑登録、人口統計、個人番号の通知、マイナンバーカード交付
		戸籍係		戸籍、埋火葬許可、身分証明、身上照会
	国保医療年金課	医療年金係	64-3240	後期高齢者医療の給付、後期高齢者医療保険料の賦課・収納・督促・滞納整理、福祉医療、国民年金
		国保係	64-3149	国民健康保険事業の運営・給付
	環境課	環境美化係	64-3150	一般廃棄物処理計画、一般廃棄物処理施設の管理運営、ごみの減量・再資源化、市営葬祭業務、揖保保健衛生施設事務組合・にしはりま環境事務組合との連絡調整
		生活環境係		環境保全の総合調整、環境審議会、地球温暖化防止対策、畜犬登録・狂犬病予防、防疫業務
人権推進課	人権推進係	64-3151	人権推進、隣保館の管理運営、住宅資金の償還事務、人権擁護委員、男女共同参画推進	
健康福祉部	地域福祉課	生活福祉係	64-3154	地域福祉計画、生活保護、行旅死病人、戦没者遺族援護、災害見舞金、災害援護資金、犯罪被害者支援、民生委員児童委員
		障害福祉係	64-3204	障害者基本計画、身体・知的・精神保健・精神障害者の福祉・支援、各手当金の支給、心身障害者扶養共済制度
		生きがいセンター係	63-4980	高齢者生きがい創造センター・龍野つくし園の管理運営
	児童福祉課	児童福祉係	64-3153	児童手当、児童扶養手当、母子・父子家庭の相談・支援、ファミリーサポートセンター・児童館・子育てつどいの広場、DV対策、子ども・子育て支援事業計画
		子育て相談係	64-3220	特別児童扶養手当、療育相談事業、障害児通所支援センター(はばたき園)、子育て応援センターすくすく、要保護児童対策、児童虐待防止、家庭児童相談、こどもホームステイ事業、子育て家庭ショートステイ事業、地域での子どもの見守り・支援

市外局番 龍野(0791)、新宮(0791)、揖保川(0791)、御津(079)

部名	課名	係名	電話番号	業務内容
健康福祉部	高年福祉課	高年福祉係	64-3152	老人保健福祉計画、敬老会・祝金支給事務、各高齢者支援事業、社会福祉法人の助成・指導監査事務、老人クラブの育成、高齢者短期入所、福祉会館及び老人福祉センター等の管理
		介護保険係	64-3155	介護保険事業計画、介護保険の被保険者資格事務、介護保険料の賦課・収納・督促・滞納整理、介護認定審査会、要介護及び要支援認定、介護保険の給付、介護保険に係る苦情・相談・助言、介護サービス事業所の指導監査
	地域包括支援課	地域包括支援係	64-3197	介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターの運営、介護予防ケアプラン作成
		認知症支援係	64-3125	認知症対策事業、いきいき百歳体操推進事業
		総合相談支援係	64-3270	ふくし総合相談窓口、地域ケア会議、成年後見制度、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制整備事業
	健康課(はつらつセンター内)	健康管理係	63-2112	特定健康診査・特定保健指導、健康増進事業、予防接種、歯科保健、健康づくり推進協議会、感染症対策、献血
母子健康係		63-5121	母子健康手帳交付、妊婦健診助成、乳幼児健診・相談・教室、療育相談、妊活サポート、精神保健、食育推進、未熟児養育医療費給付	
産業部	農林水産課	農業振興係	64-3157	農業関連計画、農業関連対策、市民ふれあい農園、産業振興センターの管理運営
		林務水産振興係	64-3137	森林林業の総合計画・対策事業、緑化推進、鳥獣保護・狩猟、水産業の総合計画・対策事業
	農地整備課	管理係	64-3159	土地改良事業の総合計画・各事業
		農地整備係		土地改良事業の計画・設計・施行・指導、土地改良施設の改善及び維持管理
商工振興課	商工振興係	64-3158	商工業振興対策、商工業団体との連絡調整、企業誘致、特産物の普及奨励、地場産業の振興、雇用対策、消費生活センター運営	
観光振興課	観光振興係	64-3156	観光事業の振興、観光の誘致宣伝、観光協会との連絡調整、観光施設の管理運営、道の駅の管理運営	
都市建設部	建設課	管理係	64-3160	道路河川管理、街路灯の管理、法定外公共物財産管理、屋外広告物に関する事務、官民境界協定、道路台帳管理
		道路建設係	64-3161	土木施設整備事業の総合計画、道路・橋りょう・河川等の新設改良工事、災害復旧事業
		道路保全係	64-3162	道路・橋りょうの維持保全、市道認定、交通安全施設、生活道路整備
	用地課	用地係	64-3210	事業用地の取得及び登記、用地取得に伴う損失補償
地籍調査係	64-3251	地籍調査関連業務		
都市政策部	都市計画課	管理係	64-3163	市営住宅管理、市営駐車場管理
		計画係	64-3223	都市計画(区域区分・用途地域)、開発行為規制、都市計画審議会、旅館・パチンコ店等建築審査会
		都市整備係	64-3164	都市施設の計画決定、公園の設置・維持管理、聚遠亭・龍野城の維持管理、土地区画整理、市街地開発
	まちづくり推進課	伝建・まちづくり推進係	64-3167	町並み保存、定住促進、空き家対策
		交通政策係	64-3121	公共交通
建築課	建築係	64-3165	市有建物営繕工事の設計・施工、建築行政に関する事務	
水道部	上水道課	管理係	64-3173	総合企画・調整、料金の賦課・徴収、開・閉栓、名義変更、収入・支払
		給水係	64-3022	水道施設の拡張・改良、施設・装置の維持管理、水質管理

庁舎案内

庁舎案内

市外局番 龍野(0791)、新宮(0791)、揖保川(0791)、御津(079)

部名	課名	係名	電話番号	業務内容
上下水道部	下水道管理課	管理係	64-3168	排水設備指定工事店等の指定・登録、下水道の供用開始・普及啓発、下水道使用料、下水道受益者負担金等の賦課・徴収
		前処理場対策係	64-3171	前処理場管理運営、前処理場に係る下水道使用料の賦課徴収 前処理場等の維持管理、量水器の検針・点検管理、下水道管渠の維持管理
	下水道施設課	施設係	64-3170	下水道事業計画、公共下水道工事の設計・施工管理、排水設備設置工事の確認・検査・指導、水質検査及び監視、下水道施設の維持管理及び補修
教育管理部	教育総務課	庶務係	64-3178	委員会の会議、秘書、市費負担職員の人事、奨学資金貸付、総合教育会議、教育行政に関する相談
	教育環境整備課	環境整備係	64-3205	学校・教育施設の建設計画・管理・保全、学校・幼稚園・保育所・こども園の整備
	学校教育課	学務係	64-3179	県費負担事務職員の人事、義務就学、学級組織、教材備品、就学援助及び就学奨励
		指導係		教職員研修、学習指導全般、特別支援教育
	幼児教育課	幼保管理係	64-3222	幼稚園・保育所・こども園の管理運営・利用調整、利用者負担額(保育料)の収納
		幼保指導係	64-3126	幼稚園・保育所・こども園の指導・監査、職員研修
すこやか給食課	すこやか給食係	72-8181	学校給食、学校給食センター	
教育事業部	社会教育課	青少年係	64-3180	放課後児童クラブ、青少年教育・関係団体等との連絡調整
		生涯学習・文化係		生涯学習、公民館・図書館・コミュニティセンター・総合文化会館の管理運営、文化関係団体・施設との連絡調整
	人権教育推進課	人権教育推進係	64-3182	人権教育の推進、教育集会所の管理運営
	スポーツ振興課	スポーツ振興係	63-2261	社会体育の振興、社会体育関係団体との連絡調整、社会体育施設の管理運営
	歴史文化財課	歴史文化係	63-0907	龍野歴史文化資料館・室津海駅館・室津民俗館の管理運営
文化財係		75-5450	文化財保護関連事業、埋蔵文化財センターの管理運営	
議会事務局	総務係	64-3177	議員報酬・共済制度、広報、各種調査	
	議事係		本会議、各委員会の議事運営、請願・陳述書、会議録、議会傍聴	
農業委員会事務局	業務係	64-3185	申請受付、会議運営、農業振興、農事相談、農業者年金	
会計課	会計係	64-3172	現金・有価証券の出納・保管	
	審査調整係		支出の審査、決算の調製	
選挙管理委員会事務局	選挙係	64-3183	選挙事務、委員会の会議運営	
監査事務局 (揖保公平委員会事務局)	監査係	64-3184	監査の執行	

市外局番 龍野(0791)、新宮(0791)、揖保川(0791)、御津(079)

各総合支所

部名	課名	係名	電話番号	業務内容
新宮総合支所	地域振興課	地域振興係	75-0251	総合支所の維持管理、市税等の収納、諸証明の交付、地区自治会、災害対策、交通安全対策、防犯、農業・畜産業の振興、森林林業・緑化推進、商工業振興対策、観光協会との連絡調整、市営住宅・駐車場・駐輪場の維持管理、都市公園の維持管理
		市民健康福祉係	75-0253	戸籍、住民基本台帳、埋火葬許可、印鑑登録、印鑑証明、マイナンバーカード交付、身分証明、人口動態、人口統計、播磨高原斎場との連絡調整、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金 行旅死病人、民生委員児童委員、戦没者遺族等の援護、災害見舞金等の支給、身体・知的・精神保健・精神障害者の福祉・支援、児童手当、子育て支援、寡婦・母子・児童福祉関連事業、保育所・こども園、出生祝金、老人クラブ、各高齢者福祉関連事業、介護保険料、介護保険各種申請受付、介護予防・日常生活支援総合事業
		75-3110	母子保健、特定健康診査・特定保健指導、健康増進事業、精神保健、予防接種、歯科保健、感染症対策	
揖保川総合支所	地域振興課	地域振興係	72-2525	総合支所の維持管理、市税等の収納、諸証明の交付、地区自治会、災害対策、交通安全対策、防犯、農業・畜産業の振興、森林林業・緑化推進、商工業振興対策、観光協会との連絡調整、市営住宅・駐車場・駐輪場の維持管理、都市公園の維持管理
		市民健康福祉係	72-2523	戸籍、住民基本台帳、埋火葬許可、印鑑登録、印鑑証明、マイナンバーカード交付、身分証明、人口動態、人口統計、揖保火葬場との連絡調整、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金 行旅死病人、民生委員児童委員、戦没者遺族等の援護、災害見舞金等の支給、身体・知的・精神保健・精神障害者の福祉・支援、児童手当、子育て支援、寡婦・母子・児童福祉関連事業、保育所・こども園、出生祝金、老人クラブ、各高齢者福祉関連事業、介護保険料、介護保険各種申請受付、介護予防・日常生活支援総合事業
		72-6336	母子保健、特定健康診査・特定保健指導、健康増進事業、精神保健、予防接種、歯科保健、感染症対策	
御津総合支所	地域振興課	地域振興係	322-1001	総合支所の維持管理、市税等の収納、諸証明の交付、地区自治会、災害対策、交通安全対策、防犯、農業・畜産業の振興、森林林業・緑化推進、市営住宅・駐車場・駐輪場の維持管理、都市公園の維持管理
		観光係	322-1004	商工業・観光事業の振興、特産物の普及奨励、御津自然観察公園(世界の梅公園)の管理運営、観光資源の保全、観光協会との連絡調整
	市民健康福祉係		322-1451	戸籍、住民基本台帳、埋火葬許可、印鑑登録、印鑑証明、マイナンバーカード交付、身分証明、人口動態、人口統計、揖保火葬場との連絡調整、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、国民年金 行旅死病人、民生委員児童委員、戦没者遺族等の援護、災害見舞金等の支給、身体・知的・精神保健・精神障害者の福祉・支援、児童手当、子育て支援、寡婦・母子・児童福祉関連事業、保育所・こども園、出生祝金、老人クラブ、各高齢者福祉関連事業、介護保険料、介護保険各種申請受付、介護予防・日常生活支援総合事業
			322-3496	母子保健、特定健康診査・特定保健指導、健康増進事業、精神保健、予防接種、歯科保健、感染症対策
室津出張所		324-0001	各種申請受付、戸籍住民票等証明書、窓口収納事務	





# 届出・証明

## 各種届出

問 市民課 各総合支所 / 地域振興課

### 戸籍に関する主な届出

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録して公に証明するものです。  
あなたが日本国民であることを証明する公文書です。  
届出は、本庁・総合支所のいずれでもできます。

届出の種類	届出の期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	出生地、本籍地、届出人の所在地のいずれか	父又は母	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生届書(出生証明書を含む)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> <li>● 母子健康手帳</li> </ul>
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡地、死亡者の本籍地、届出人の所在地のいずれか	死亡者と同居の親族、その他の親族等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡届書(死亡診断書を含む)</li> <li>● 届出人の印鑑</li> </ul>
婚姻届	期限はありません。(届出のあった日から効力が生じます)	夫又は妻の本籍地若しくは所在地	夫と妻(届書には成人の証人2人の署名と押印が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 婚姻届書</li> <li>● 届出人の印鑑(一方は旧姓)</li> <li>● 戸籍全部事項証明又は戸籍謄本(本籍がたつの市以外の方)</li> <li>● 未成年者のときは父母の同意が必要</li> <li>● 転出証明書(同時に転入される時)</li> </ul>
離婚届	期限はありません。(届出のあった日から効力が生じます。ただし、裁判離婚は除きます)	届出人の本籍地又は届出人の所在地	夫と妻(届書には成人の証人2人の署名と押印が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚届書</li> <li>● 届出人の印鑑(双方別々のもの)</li> <li>● 戸籍全部事項証明又は戸籍謄本(本籍がたつの市以外の方)</li> </ul>
転籍届(本籍を移すとき)	期限はありません。(届出のあった日から効力が生じます)	現在の本籍地、届出人の所在地、又は転籍地	戸籍の筆頭者とその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転籍届書</li> <li>● 戸籍全部事項証明又は戸籍謄本(たつの市内での転籍は不要)</li> <li>● 印鑑(筆頭者、配偶者双方別々のもの)</li> </ul>

※戸籍に関する届出のうち、婚姻届・養子縁組届・離婚届・養子縁組届・認知届は、来庁された方の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証など、顔写真付きの証明書をご持参ください。  
※戸籍に関する届出には、このほか入籍届、氏と名の変更届などがあります。手続きに複雑なものがありますので、事前にお問い合わせください。

〈広告〉



龍野支店  
〒679-4167  
たつの市龍野町富永163-1  
TEL(0791)62-1021(代)

新宮支店  
〒679-4313  
たつの市新宮町新宮172-3  
TEL(0791)75-2921(代)



## 住民登録に関する主な届出

住民登録とは居住関係を明らかにし、“たつの市民”として登録するものです。  
住民登録することにより適切な市民サービスを受けることができます。  
届出は、本庁・総合支所のいずれでもできます。

### 住所の異動届一覧

届出の種類	こんな場合	届出の期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村からたつの市に引っ越して来た場合	住み始めた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転出証明書又はマイナンバーカード・住民基本台帳カード(カードを利用して転出届をされた方)</li> <li>● マイナンバーカード(異動者全員分)</li> <li>● 在留カード等(外国人住民の方のみ)</li> <li>● パスポート(海外から帰国される場合又は、海外からの出国後初めて日本に住所を登録される場合)</li> <li>● 届出人の本人確認書類</li> </ul>
転出届	たつの市から他の市区町村に引っ越しする場合	引っ越し日の14日前から受付可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類</li> </ul>
転居届	たつの市内の引っ越し	住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類</li> <li>● マイナンバーカード(異動者全員分)</li> <li>● 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)</li> <li>● 在留カード等(外国人住民の方のみ)</li> </ul>
世帯変更届(分離・合併)	世帯主の変更や、世帯を分離又は合併する場合	変更の事実が発生してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認書類</li> </ul>

※いずれの場合も、同一世帯員以外での届出には委任状が必要です。

### マイナンバーカード・住民基本台帳カードの継続利用

他の市区町村で発行されたマイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、たつの市でも継続してご利用いただけます。継続利用の手続きには、あらかじめ登録されている4桁の暗証番号が必要です。  
転入届の際にマイナンバーカード・住民基本台帳カードの継続利用の手続きをされていない方は、転入してから90日以上経過するとマイナンバーカード・住民基本台帳カードが失効となりますのでご注意ください。

### 外国人住民の方

外国人住民の方も同様に住民異動届が必要です。届出の際は在留カード等を忘れずにご持参ください。海外から入国後初めて日本に住所を登録される場合は、パスポートもご持参ください。

届出・証明

届出・証明

## マイナンバーカードについて

### ▶ マイナンバーカード

●これ1枚でOK！マイナンバーカード  
公的な身分証明書に！



申請は郵送  
またはスマホ・  
パソコンで！



顔写真で本人であることを確認！

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続きに！ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに利用可能！



いろいろなところで  
使えるんだね！



ICチップは民間サービスでも利用可能！

### 印鑑登録に関すること

印鑑登録は、個人の印鑑を公に証明するためのものです。1人に1つの登録ができます。

印鑑登録証明書は、家や土地の売買、金銭貸借などの責任の所在を証明する大切なものです。

このため、印鑑の登録申請は本人が窓口で直接行うことが原則です。

ただし、病気などで本人が申請できない場合は、委任の旨を証明する書面(代理権授与通知書)を添えて代理人が申請することもできます。

印鑑登録申請の際、本人を証明するもの(官公署発行の顔写真付きの身分証明書)がない場合、又は代理人申請の場合は、登録までに数日かかります。

印鑑登録のできる方	たつの市に住民登録をしている方(15歳未満の方等は登録できません。)	
登録に必要なもの	<b>【本人が申請するとき】</b> ①登録したい印鑑 ②本人を証明するもの (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの官公署発行の顔写真付きの身分証明書) ※上記②がない場合は、健康保険証など(郵便照会になります。) <b>【代理人が申請するとき】</b> ①登録したい印鑑 ②代理権授与通知書 ③代理人を証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証など)	
登録について	本人を証明するもの(上記②)がない場合、又は代理人の場合は、本人の意志に基づくものであるかを確認するため、郵便により申請者本人に対して文書で照会しますので、その回答書をもう一度本人か代理人が窓口へ持参して登録することになります。	
登録できない印鑑	①印影が不鮮明なもの、又は文字の判読が困難なもの ②ゴム印、その他印鑑の形状が変化しやすいもの ③職業、資格、その他氏名以外の事項を表しているもの ④印影の縦横の大きさが8ミリメートルより小さいもの、又は25ミリメートルより大きいもの	

※死亡、転出の際には、印鑑登録証(カード)を返還してください。

## 印鑑登録の廃止

登録している印鑑を廃止するときは、印鑑登録証と登録している印鑑を持参して印鑑登録廃止申請をしてください。また、印鑑登録証や登録している印鑑を紛失したときは、すぐに同様の手続きをしてください。

## 印鑑証明

印鑑登録証明書交付申請書(窓口へ備え付け)に必要な事項を記入し、必ず印鑑登録証を提示してください。

## 各種証明

問 市民課 各総合支所/地域振興課

### 戸籍・住民登録に関する主な証明

- 戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)や住民票の写しなどが必要なときは市民課又は各総合支所地域振興課市民健康福祉係に請求してください。
- 代理人が請求するときは、委任状や請求の理由が必要です。
- 来庁された方の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類をご持参ください。  
(1枚必要)官公署が発行した顔写真付きの身分証明書・運転免許証・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード・住民基本台帳カード等  
(2枚必要)上記以外のもの 健康保険証・年金手帳等

種類	窓口	必要なもの	手数料
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	本庁市民課 各総合支所地域振興課	●窓口に来た方の本人確認書類 ※独身証明書は本人以外請求できません。	1通450円
除籍全部事項証明(除籍謄本) 除籍個人事項証明(除籍抄本) 改製原戸籍謄本			1通750円
戸籍の附票の写し(全部・一部証明)			1通300円
身分証明書			1通300円
独身証明書			1通300円
住民票の写し 住民票記載事項証明書	本庁市民課 各総合支所地域振興課 室津出張所 はつらつセンター健康課 西播磨光都プラザ郵便局	●印鑑登録証 ※西播磨光都プラザ郵便局では上記に加え、印鑑登録本人のみの請求で本人確認書類が必要です。	1通300円
印鑑登録証明書			1通300円

### ▶ 各種証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書搭載)をお持ちの方は、以下の証明書を全国のコンビニで取得できます。

取得できる証明書	手数料
住民票の写し	1通200円
住民票記載事項証明書	
印鑑登録証明書	
所得(課税)証明書	

- ▶利用できるコンビニ  
セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート等
- ▶利用可能時間  
6時30分～23時(年末年始、システムメンテナンス日を除く)





# 医療保険・福祉医療・年金

## 国民健康保険

問 国保医療年金課 各総合支所／地域振興課

市内に住んでいる方で、職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している方とその家族や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は、すべて国保の加入者になります。これは、必ず加入しなければならない「強制加入」で、昭和36年4月から実施されるようになった「国民皆保険」(みんながどれかの医療保険に加入する)制度に基づくものです。

### 国保の届出

次のような場合は、14日以内に届出をしてください。

	このようなとき	手続きに必要なもの
加入	転入してきたとき	●マイナンバーのわかるもの
	職場の健康保険をやめたとき	●健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●マイナンバーのわかるもの
脱退	子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
	転出するとき	●国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	●国民健康保険被保険者証 ●職場の健康保険証
その他	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●マイナンバーのわかるもの
	国保の被保険者が死亡したとき	●国民健康保険被保険者証
	氏名や世帯主を変更したとき	●国民健康保険被保険者証
	市内で転居したとき	●国民健康保険被保険者証 ●マイナンバーのわかるもの
	保険証をなくしたとき	●マイナンバーのわかるもの

※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。  
※届出人が代理の場合、委任状が必要です。  
※届出が遅れると、その間の医療費を全額自己負担することになったり、不要な保険税を払うことになります。

### 加入者と世帯主

各種の届出や保険税の納付は、本人が国民健康保険の加入者であるなしに関わらず世帯ごとに世帯主が行います。

### 外国人の方に関する国民健康保険の制度

たつの市に住所のある方で在留期間が3か月を超える方(会社の健康保険に加入中の方等は除く)は、原則たつの市の国民健康保険へ加入する必要があります。  
※在留期間が3か月以下でも国民健康保険適用対象となる場合もあります。

## 保険給付について

医療機関等を受診するときは、必ず「国民健康保険被保険者証」(以下保険証)を提示しなければなりません。保険証なしで診療を受けると医療費は全額自分で負担することになります。保険証は必ずご自身で保管してください。

### 1. 療養の給付

病気やケガで医療機関等を受診するとき、0歳から義務教育就学前までの方は医療費の8割、義務教育就学後から69歳の方は医療費の7割、70歳以上の方は8割(現役並み所得者は7割)を国保が負担することとなります。

#### ●高齢受給者証について

国保に加入している70歳から74歳の方には、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

高齢受給者証をお持ちの方は、医療機関等の窓口で支払う自己負担割合が2割になります。ただし、現役並み所得者は3割負担となります。

この受給者証は70歳の誕生月の翌月(1日生まれの方は誕生月)から使用できますので、70歳の誕生月の下旬(1日生まれの方は前月の下旬)に対象の方に郵送します。

※受給者証の有効期限は毎年8月1日から7月31日までです。(ただし、満75歳になられた方は、誕生日の前日までです。)

### 2. 高額療養費の支給

次のような場合に高額療養費を支給します。

#### ●70歳以上の方

同じ月内に自己負担限度額を超えて医療費(食事代、差額ベッド代など、保険診療の対象とならないものは除く。)を支払った場合、その超えた額を高額療養費として支給します。

#### ●70歳以上の方の自己負担限度額

	適用区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上の方)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降は140,100円(※2))	
	現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上690万円未満の方)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円(※2))	
	現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上380万円未満の方)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円(※2))	
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	18,000円 (8月~翌年7月の年間限度144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円(※2))
非市課税	Ⅱ 市民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 市民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目以降は自己負担限度額が下がります。

#### ●現役並み所得者とは

同じ世帯に住み、住民税課税所得※が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人をいいます。

ただし、住民税課税所得※が145万円以上でも下記①②③いずれかの場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。

※調整控除が適用される場合は控除後の金額になります。

	同じ世帯の 70歳以上75歳未満の 国保被保険者数	収入
①	1人	383万円未満
②		後期高齢者医療制度への移行で国保をぬけた人を含めて合計520万円未満
③	2人以上	合計520万円未満



医療保険・福祉医療・年金

●70歳未満の方

同じ方が同じ月内に同じ医療機関で自己負担限度額を超えて医療費(食事代、差額ベッド代など、保険診療の対象とならないものは除く。)を支払った場合、その超えた額を高額療養費として支給します。

また、同じ世帯で、同じ月内に同じ医療機関で医療費として21,000円以上支払った場合が2回以上あったときは、それらの合計が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。

●70歳未満の方の自己負担限度額

総所得金額等 ※	3回目まで(12か月以内)	4回目以降
所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
所得600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
所得210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
所得210万円以下	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※総所得金額等 = 総所得金額 - 基礎控除

※未申告世帯は、所得901万円超扱いとなりますので、必ず税の申告をしてください。

※過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目以降は自己負担限度額が下がります。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 病院の領収書
- 振込口座のわかるもの
- マイナンバーのわかるもの

※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。

●限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)について

高額な療養を受ける場合、国保の窓口へ申請することにより、「限度額適用認定証」(市民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)が交付されます。

この認定証をお持ちの場合、医療機関の窓口で支払う額が、1月ごとに前記の自己負担限度額までになります。(ただし、食事代、差額ベッド代など、保険診療の対象とならないものは除きます。)

70歳以上75歳未満で一般及び現役並み所得Ⅲの方は、「高齢受給者証」を医療機関の窓口で提示すれば、支払う額が、1月ごとに上記の自己負担限度額までになります。

※保険税を完納している世帯に限ります。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- マイナンバーのわかるもの

※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。

▶3. 入院時食事療養費の支給

入院時の食事代については、次の自己負担を支払うだけで残りは国保が負担します。

●入院時食事療養費の自己負担(1食当たり)

市民税課税世帯		460円
市民税非課税世帯及び70歳以上の方	90日までの入院	210円
Ⅱ市民税非課税世帯の方	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円
70歳以上でⅠ市民税非課税世帯の方		100円

●療養病床に入院する65歳以上の方は、食費1食当たり460円、居住費1日当たり370円を負担(低所得者などは負担を軽減)します。

●市民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。事前に本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課に申請してください。

●長期該当について

70歳未満で市民税非課税世帯の方、70歳以上でⅡ市民税非課税世帯に該当される方は、過去12か月の入院日数が90日を越える場合(長期該当といいます)、申請により1食あたりの自己負担額をさらに軽減しますので、本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課に申請してください。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 入院日数のわかるもの(病院の領収書、入院日数証明書等)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(既に交付を受けている場合)
- マイナンバーのわかるもの

▶4. 出産育児一時金の支給

国民健康保険の被保険者が出産をされた場合、1児につき40万4千円(産科医療補償制度加入機関での出産の場合、42万円)を支給します。

妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産でも支給されます。

ただし、以前に加入されていた健康保険から出産育児一時金の給付が受けられるときは、支給されません。

●産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して脳性麻痺となった赤ちゃんとそのご家族を経済的に補償する制度です。

●出産育児一時金の直接支払制度

出産育児一時金の申請および受取について、出産される医療機関等で代理契約を結んでいただくことにより、たつの市から直接医療機関等に出産育児一時金を支払う制度です。

この制度を利用される場合、出産費用が出産育児一時金の額を超える場合には、超過分のみを医療機関等に支払えばよく、高額な出産費用を立て替える必要がなくなります。

また、出産費用が出産育児一時金の額に満たない場合は、医療機関に支払った残額を世帯主に支給します。

上記の「直接支払制度」を利用されない方、「直接支払制度」を利用した方で出産費用が出産育児一時金の額に満たなかった場合は、以下のものをご持参の上、本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課で申請してください。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 振込口座のわかるもの
- 産科医療補償制度登録証(産科医療補償制度加入機関での出産の場合)
- 医療機関等から交付される合意文書(直接支払制度を利用していない場合)
- 医療機関等の発行する領収・明細書(出産費用が出産育児一時金の額に満たなかった場合)
- 医師の証明書(妊娠85日以上の死産・流産のとき)
- マイナンバーのわかるもの

※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。

▶5. 葬祭費の支給

国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方(喪主)に50,000円の葬祭費を支給します。本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課で申請してください。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
  - 葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状、葬式代の領収書など)
  - 振込口座のわかるもの
  - マイナンバーのわかるもの
- ※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。

▶6. 療養費の支給

次のような場合に費用の全額を支払われた後に、その7割又は8割(負担割合は「1.療養の給付」に同じ)を支給します。国保医療年金課又は各総合支所地域振興課で申請してください。

申請には、保険証、振込先のわかるもののほかに、以下のものが必要になります。

このようなとき	申請に必要なもの
やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	診療報酬明細書、病院の領収書、マイナンバーのわかるもの
国保を取り扱っていない病院で受診したとき	医師の意見書、領収書、マイナンバーのわかるもの
医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代	医師の同意書、領収書、施術内容の明細書、マイナンバーのわかるもの
医師の指示で、はり、マッサージなどの施術を受けたとき	診療内容明細書、領収明細書、明細書の翻訳、パスポート、マイナンバーのわかるもの
海外で治療を受けたとき	診療内容明細書、領収明細書、明細書の翻訳、パスポート、マイナンバーのわかるもの

※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。



## 7. 移送費の支給

病気やケガで移動が困難なため、医師の指示により緊急やむをえず、最寄りの病院に転院したときなどに、移送に要した費用が支払われることがあります。本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課で申請してください。

### ▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 医師の意見書 ●移送代の領収証
- 振込口座の分かるもの
- マイナンバーのわかるもの

※受付時に届出人の本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証等、顔写真付きの証明書をご持参ください。

## 8. 国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予

次の要件のいずれかに該当し、生活が著しく困難になったと認められる場合には、申請によって、一部負担金(医療機関で支払う医療費の自己負担額)が減額、免除又は徴収猶予される場合があります。

### ▶申請要件

1. 震災、風水害、火災その他の災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
  2. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
  3. 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
  4. 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。
- ※承認には、収入等の基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

## 9. 結核医療付加金

患者の医療負担を軽減し、安心して適正な医療が受けられるように、結核医療費を公費で負担する制度があり、公費負担制度の申請窓口は兵庫県龍野健康福祉事務所健康管理課になります。

この制度の適用を受けた方は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する医療の自己負担金を国保で負担します。

なお、保険証に感染症予防法第37条の2公費承認医療費自己負担なしの記載をしていますので、市の窓口での申請は不要です。

## 10. 健康保険と交通事故

交通事故など、治療の発生原因が第三者(加害者)による場合は、被害者に重大な過失がない限り加害者が医療費を負担することが原則です。

### ▶条件と手続き

交通事故などによる傷害を受けた場合でも国保は使えます。国保で治療を受けるときは、「第三者行為による傷病届」を国保医療年金課まで提出してください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなりますので、示談の前に必ず国保医療年金課国保係にご相談ください。

### ▶届出に必要なもの(内容によって提出書類が異なりますので、窓口でご確認ください)

- 国民健康保険被保険者証
- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書 ●同意書 ●誓約書
- 人身事故証明書
- 人身事故証明書入手不能理由書

※様式はたつの市ホームページからダウンロードできます。

## 医療費と国民健康保険税

国保の保険証を使って診療を受けた場合、医療費の10~30%は個人負担です。残りの70~90%のうちほぼ半分は国・市が負担していますが、残りの半分は「国民健康保険税」として、被保険者つまり市民の皆さんが負担しています。

このところ、医療費は毎年増え続けています。国保会計は独立した特別会計ですから、医療費が増えた分だけ、被保険者の保険税も当然増えていくことになります。

### ●医療費の節約を!

1. 緊急の場合でなければ時間内に受診しましょう  
深夜、休日、時間外に受診すると規定の診療費のほか増料金が加算されます。
2. かかりつけ医を持ちましょう  
ひとつの病気で複数の医師にかかり続ける方がおられます。かかりつけ医を持つことは、医療費の節約だけでなく、薬の重複処方による危険が減る、健康について気になりなことがあれば総合的に相談に乗ってもらえる、などのメリットがあります。
3. 特定健診・特定保健指導を受けましょう!  
市が実施する特定健診・特定保健指導を受け、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。
4. ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用しましょう  
ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れた後に、他の製薬会社が開発販売する低価格の薬です。効き目や安全性はこれまでの薬と同等であると国で認められており、価格は3割から5割程度安くなっています。他の薬との飲み合わせや、体質によって合わない場合がありますので、ジェネリック医薬品への変更については医師や薬剤師にご相談ください。

## 後期高齢者医療

### 後期高齢者医療の被保険者

#### ▶被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者となるのは次の方です。

- 兵庫県内に住む75歳以上の方(全員加入)
- 兵庫県内に住む65歳以上75歳未満で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方(任意加入)

施設等に入所している場合など、兵庫県内にお住まいでなくても被保険者となる場合があります。また、兵庫県内にお住まいでも被保険者とならない場合があります。(住所地特例)

#### ▶75歳の誕生日を迎えるとき

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療制度に加入するにあたっての申請手続きは不要です。誕生日までに被保険者証を送付します。

制度に加入する前日の健康保険が会社の健康保険である方は、それまで加入していた医療保険の資格喪失手続きをしてください。また、その被扶養者だった方は国民健康保険などに別途加入することになりますので、必要な手続きをしてください。

#### ▶65歳以上75歳未満で一定の障害がある方の制度加入について

65歳以上75歳未満で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に加入するかどうか選択することができます。

障害認定を受けようとする方は、障害の程度が確認できる障害者手帳又は年金証書等、加入している健康保険の被保険者証、個人番号(マイナンバー)がわかるものをお持ちの上、申請してください。広域連合の認定を受けた日から被保険者となります。

なお、75歳になるまでは、いつでも将来に向かって申請を撤回することができます。

### 後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者お一人おひとりに負担していただきます。

年額の保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(定額)と、前年の所得に応じて負担する所得割額の合計です。均等割額と所得割率は広域連合ごと(都道府県単位)に定められ、2年ごとに改定されます。

なお、年度途中で被保険者の資格を取得又は喪失したときは、月割りで計算した保険料となります。

### 兵庫県の令和2・令和3年度(2020・2021年度)の保険料額

均等割額	一人につき	51,371円
所得割額	前年の総所得金額等－基礎控除額(43万円)に対し	10.49%

保険料の年額の上限は64万円です。

#### ▶保険料の軽減

##### ●所得の低い方の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が、次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合(軽減後均等割額:年額)	総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯
7割(15,411円)	基礎控除額(43万円) +10万円×(年金・給与所得者数-1)
5割(25,685円)	基礎控除額(43万円) +28.5万円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)
2割(41,096円)	基礎控除額(43万円) +52万円×被保険者数 +10万円×(年金・給与所得者数-1)

65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

##### ●被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日の健康保険が会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がからず、被保険者となってから2年間に限り、均等割額は5割軽減され、保険料は年額25,685円となります。

所得により均等割額の軽減を受けることができる場合は、その軽減率の高い方が適用されます。

なお、国民健康保険、国民健康保険組合に加入されていた方は、対象となりません。

#### ▶保険料の減免及び徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。



## 保険料の納付方法

保険料は、原則、年金から徴収(天引き)されます(特別徴収)。

年額18万円未満の年金受給者や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替で納付していただきます(普通徴収)。

年額18万円以上の方で、年度途中で被保険者となる方や転入してきた方などは、一定期間、普通徴収となりますが、その後自動的に特別徴収に切り替わります。

なお、特別徴収されていた方であっても、介護保険料が特別徴収になっていないときや介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えることになったときなどは、普通徴収に切り替わります。

また、75歳になられた方については、直ちに特別徴収ができないため、一定期間は普通徴収となります。

### 納期について

#### ●特別徴収

年金支給日に、保険料をあらかじめ天引きします。

期	仮徴収			本徴収		
	1	2	3	4	5	6
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

仮徴収における各期の徴収額は、原則として前年度の2月(第6期)にお支払いいただいた額となります。

本徴収における各期の徴収額は、原則として7月に確定する保険料額(年額)から仮徴収された額を差し引き、3回に分けた額となります。

#### ●普通徴収

各納期の納期限は、月の末日です。ただし、月末日が土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日となります。12月のみ納期限は25日です。

期	1	2	3	4	5	6	7	8	9
納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

### 保険料のお支払方法の変更について

特別徴収(年金からの徴収)により保険料を納付していただいている方又は今後特別徴収により納付していただく予定となっている方のうち、口座振替でのお支払いを希望される方は、申出により納付方法を口座振替に変更することができます。

## 後期高齢者医療制度の給付

病気やケガで診察を受けるときは、被保険者証を医療機関等の窓口で提示し、医療費の一部を負担します。

健康診断、予防接種、差額ベッド代、工作中的の病気やケガ(労災)など、保険診療対象外のものは給付の対象となりません。

### 一部負担金の割合

医療機関等の窓口では、医療費の1割又は3割を負担していただきます。

一部負担金の割合	判定基準
1割	同一世帯の後期高齢者医療の被保険者全員が市民税課税所得額145万円未満の方
3割	同一世帯に市民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方

一部負担金の割合は、毎年8月に市民税課税所得額と前年(1月～7月は前々年)の収入により定期的な判定を行います。

なお、判定後に所得更正(修正)があった場合は、8月1日にさかのぼって再判定します。また、世帯状況の異動があった場合は、随時再判定を行い、一部負担金の割合が変わる場合は、原則、異動のあった翌月から適用されます。

### 基準収入額適用申請

市民税課税所得額145万円以上の方でも、収入額が以下の条件を満たす方は申請し、認められると原則、申請月の翌月から1割負担になります。

同一世帯の被保険者数	収入額による判定基準
被保険者が1人	以下の条件のうち、どちらかにあてはまる方 ①被保険者の前年の収入額が383万円未満 ②同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の前年の収入合計額が520万円未満
被保険者が2人以上	本人及び同一世帯の被保険者の前年の収入合計額が520万円未満

※「収入額」とは、所得税法上の収入額(退職所得に係る収入額を除く)であり、必要経費や特別控除を差し引く前の金額です。不動産や上場株式等の譲渡損失を損益通算又は繰越控除するために確定申告した場合の売却金額は、収入額に含まれます。

## 主な給付

### 療養費

医療費などを全額自己負担したときに、一部負担金を除いた額が支給されます。

- 急病など、やむを得ない事情で被保険者証を出さずに治療を受けたとき
- コルセットなど治療用器具を作ったとき
- 医師の同意のもと、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき
- 海外渡航中、急病などにより治療を受けたとき

### 高額療養費(1か月(同じ月内)の医療費が高額になったとき)

広域連合より対象者に診療月の約3か月後に口座登録の申請書が送付されます。

申請後、自己負担限度額を超えた額が支給されます。申請は初回のみで、2回目以降は登録口座に振り込まれます。

なお、同一の医療機関の窓口でのお支払いは、月ごとの自己負担限度額までとなります。認定証の交付については事前の申請が必要です。

#### ●自己負担限度額(月額)

負担割合	所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者	Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [140,100円] (※1)
		Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [93,000円] (※1)
		Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円] (※1)
1割	一般		18,000円 (年間上限144,000円) (※2)
			57,600円 [44,400円] (※1)
	低所得	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円	

現役並み所得者Ⅲ…市民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方  
現役並み所得者Ⅱ…市民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方  
現役並み所得者Ⅰ…市民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の方  
低所得者Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税である方で、低所得Ⅰ以外の方  
低所得者Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税であって、各所得(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方  
※1 [ ]内は後期高齢者医療制度において、当月分を含めて過去12か月以内に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額。  
※2 1年間(8月分から翌年7月分まで)の外来の自己負担額の合計額の上限が144,000円になります。

### 高額介護合算療養費

医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額の年間(毎年8月分から翌年7月分まで)合計額が高額になったときに、定められた限度額を超えた額が医療保険と介護保険それぞれから支給されます。

### 葬祭費

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方(喪主)に、5万円が支給されます。

### その他

入院時の食事代がかかったとき(入院時食事療養費、入院時生活療養費)など、受けられる給付があります。

(広告)



**合同会社 リスクサポート**  
代表社員 藤本 義武

【取扱い種目】  
自動車・火災・傷害・賠償責任・  
介護・生命保険 等

365日 24時間対応を心がけていますので  
お気軽にお問い合わせください

三井住友海上火災保険(株) 代理店  
日新火災海上保険(株) 代理店  
アフラック 代理店  
兵庫県共済協同組合 代理所

TEL 0791-72-6243 携帯 090-3030-8891

高齢期移行医療

◎誕生日が昭和27年7月1日以降の方(令和3年度現在)

対象者	65歳誕生月の初日から70歳誕生月の末日を経過していない方で、一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な方				
負担割合・負担限度額	要件・区分		負担割合	月額負担限度額	
				外来	入院
	区分Ⅱ	市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている方(要介護2以上)	2割	12,000円	35,400円
	区分Ⅰ	市民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方(年金収入80万円以下かつ所得なし)	2割	8,000円	15,000円
手続きに必要なもの	健康保険証・転入者は所得・課税証明書				

◎誕生日が昭和24年7月1日～昭和27年6月30日の方(令和3年度現在)

対象者	65歳誕生月の初日から70歳誕生月の末日を経過していない方で、下記の要件・区分に該当する方				
負担割合・負担限度額	要件・区分		負担割合	月額負担限度額	
				外来	入院
	区分Ⅱ	市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下(区分Ⅰを除く)	2割	12,000円	35,400円
	区分Ⅰ	市民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方(年金収入80万円以下かつ所得なし)	2割	8,000円	15,000円
手続きに必要なもの	健康保険証・転入者は所得・課税証明書				

重度障害者医療・高齢重度障害者医療

対象者	本人・配偶者・扶養義務者の市民税所得割税額23.5万円未満の障害程度1級・2級の身体障害者、療育手帳A判定の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者			
負担割合・負担限度額	世帯区分		外来	入院
	一般	本人・配偶者・扶養義務者の市民税所得割税額23.5万円未満の方(低所得を除く)	医療機関ごとに1日600円を限度に月2回まで	1割負担(医療機関ごとに月2,400円まで)※
	低所得	市民税非課税世帯で本人・配偶者・扶養義務者の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下(給与収入のみの場合は145万円以下)	医療機関ごとに1日400円を限度に月2回まで	1割負担(医療機関ごとに月1,600円まで)※
手続きに必要なもの	重度障害者医療:健康保険証・障害程度がわかる書類(身体障害者手帳等)・転入者は前住所地の所得・課税証明書 高齢重度障害者医療:後期高齢者医療被保険者証・障害程度がわかる書類(身体障害者手帳等)・振込先金融機関がわかるもの・転入者は前住所地の所得・課税証明書			

※ただし、連続して3か月を超える入院の場合は、4か月目以降負担なし。

乳幼児等・子ども医療

対象者	0歳から中学3年生(15歳に達する日以降最初の3月31日)までの乳幼児等、子ども			
負担割合・負担限度額	世帯区分	外来	入院	払い戻し手続き
	所得制限なし	自己負担なし	自己負担なし	不要(県内の医療機関での診療の場合)
手続きに必要なもの	健康保険証・転入者は前住所地の所得・課税証明書			

高校生等医療

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方</li> <li>●就職や婚姻をしておらず、保護者に扶養されている方</li> <li>●扶養義務者の市町村民税所得割税額23.5万円未満の方</li> </ul>			
負担割合・負担限度額	世帯区分	外来	入院	払い戻し手続き
	所得制限あり	自己負担あり(3割負担)	自己負担なし	必要(医療機関で支払後、市役所窓口にて申請)
手続きに必要なもの	健康保険証・領収書・療養費支給証明書・転入者は前住所地の所得・課税証明書(受給者証は発行しません。月ごとに払い戻し手続きが必要になります)			

母子家庭等医療

対象者	母子(父子)家庭の母(父)及び以下の児童並びに遺児			
所得要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの方</li> <li>●高校在学中で、20歳に達する日の属する月の末日までの方(この場合には、学生証、在学証明書等の提出が必要です)</li> </ul> 母(父)又は扶養義務者の所得が、児童扶養手当における受給者本人の全部支給の所得制限限度額内(※1)			
負担割合・負担限度額	世帯区分		外来	入院(※2)
	一般	所得要件を満たす下記の低所得を除く方	医療機関ごとに1日800円を限度に月2回まで	1割負担(医療機関ごとに月3,200円まで)
	低所得	市民税非課税世帯で母(父)又は扶養義務者の公的年金収入が80万円以下、もしくは年金収入と他の所得の合計が80万円以下(給与収入のみの場合は145万円以下)(※3)	医療機関ごとに1日400円を限度に月2回まで	1割負担(医療機関ごとに月1,600円まで)
手続きに必要なもの	健康保険証・転入者は前住所地の所得・課税証明書(必要に応じて証明書等が必要になります。詳しくはお問い合わせください。)			

※1 平成26年7月1日の改正により、所得制限限度額が、受給者本人の一部支給から全額支給に変更となりました。

※2 連続して3か月を超える入院の場合は、4か月以降の負担はありません。

※3 所得区分が低所得の方は、児童扶養手当における一部支給の所得制限限度額以内であれば対象となります。





国民年金に加入する

国民年金は老後やいざというときに、みんなで助け合う制度です。

国民年金の加入区分

20歳以上60歳未満の方は、国民年金に必ず加入することになっています。国民年金の加入者(被保険者)の種別は、第1号被保険者から第3号被保険者までの次の3つに分かれています。

種別	対象となる方
第1号被保険者	農林漁業、自営業、学生などの方とその配偶者の方
第2号被保険者	職場の年金制度(厚生年金)に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者の方

こんなときは国民年金被保険者種別変更の手続きが必要です

※第1号被保険者に該当するようになった場合は、国保医療年金課医療年金係又は各総合支所地域振興課市民健康福祉係へ届出をしてください。

現在の種別	種別の変わる事柄
第1号被保険者	●就職して厚生年金に加入したとき → 第2号被保険者
	●会社員と結婚して、その被扶養配偶者となったとき → 第3号被保険者
	●夫又は妻が就職して、その被扶養配偶者となったとき → 第3号被保険者
第2号被保険者	●転職して自営業者になったとき → 第1号被保険者
	●会社を退職して自営業者の夫又は妻になったとき → 第1号被保険者
	●会社を退職して会社員の被扶養配偶者になったとき → 第3号被保険者
第3号被保険者	●夫又は妻が会社を退職したとき → 第1号被保険者
	●会社員の夫又は妻と離婚したとき → 第1号被保険者
	●収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき → 第1号被保険者
	●夫又は妻が死亡したとき → 第1号被保険者
	●会社に就職して被扶養配偶者でなくなったとき → 第2号被保険者
未加入者	●勤めていない方が20歳になったとき → 第1号被保険者
	●20歳未満で就職し、厚生年金に加入したとき → 第2号被保険者



保険料

第1号被保険者の場合

保険料は、月額16,610円(令和3年度分)、付加保険料は月額400円です。

納付は指定口座から自動的に払い込みができる口座振替、電子納付、クレジットカード納付のほか、納付書で最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで支払う自主納付があります。

通常、納期ごとに支払いますが、6か月分、1年分、2年分を一括して前払いで納める(前納、引き分けあり)方法の上に、口座振替による前納割引(2年前納、1年前納、6か月前納、1か月早取割引)制度を利用すると納付書による前納よりも、さらに割引になります。

免除制度

(対象は第1号被保険者。ただし学生を除く。)

1. 保険料を納めるのが困難なときには、保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除される制度があります。
2. 全額免除が承認されると、免除期間は年金受給資格期間に算入され、年金額に2分の1(平成20年度までの期間は3分の1)が反映されます。
3. 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合は、保険料の4分の1、半額、4分の3を納付することにより、その期間は年金受給資格期間に算入され、年金額にはそれぞれ8分の5、4分の3、8分の7(平成20年度までの期間はそれぞれ2分の1、3分の2、6分の5)が反映されます。

※本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下であることが必要です。

納付猶予制度

50歳未満の方が対象で、申請し承認されると、保険料の納付を猶予する制度です。

本人・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下であることが必要です。その期間は、年金受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

学生納付特例制度

本人所得が、基準額以下の学生が対象で申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。その期間は、年金受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者の方が妊娠・出産される際に、届出をすることで産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。その期間は、全額納付したものとして計算されます。

国民年金の給付

給付の種類	支給要件
老齢基礎年金	最低必要年数以上保険料を納めた方が、65歳(希望で60歳)になったときから支給されます。
障害基礎年金	(1) 一定の期間保険料を納めた方が65歳になるまでに病気やけがで障害者になったとき。 (2) 20歳になる前の病気やけがによって65歳になるまでに障害者になったとき。 ※(2)の場合、所得制限があります。
遺族基礎年金	一定の期間、保険料を納めている方や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、その方によって生計を維持されていた子(18歳未満の子又は障害のある子の場合、20歳未満)のある妻(夫)、又は子に支給されます。
寡婦年金	国民年金保険料の納付・免除期間が原則10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、10年以上婚姻期間のある妻に60歳から65歳の間支給されます。
死亡一時金	保険料を納付した月数が、36か月以上ある方が、何の年金も受けずに死亡したとき、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

特別障害給付制度

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者任意加入していなかった期間中に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日)があり、現在障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当する方に限られます。

障害年金1級に該当する方 月額52,450円  
2級に該当する方 月額41,960円

支給額は物価の変動に応じて改定されます。本人の所得によっては、支給額の全額又は半額に制限される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給部分を差し引いた額が支給されます。



## 市民税

問 市税課 各総合支所 / 地域振興課

市民税には個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等割と所得割(法人の場合は法人税割)の2種類からなっています。

区分	個人市民税	法人市民税
納めていただく方(納税義務者)	①1月1日現在、市内に居住し、前年中に所得のあった方 ②市内に居住していないが、市内に事務所・事業所、家屋敷がある方(均等割のみ)	市内に事務所や事業所を有する法人や人格のない社団、財団など
税額	一律にかかる均等割と所得に応じてかかる所得割とで計算されます。 ●均等割額:年5,800円(市民税3,500円、県民税2,300円) ●所得割額: (前年中の所得金額 - 所得控除額) × 10% - 税額控除(10%のうち市民税6% 県民税4%)	均等割と国税の法人税額に応じて負担していただく法人税割とがあります。 ●均等割額:資本等の金額と市内従業者数に応じて年額5万円から300万円 ●法人税割額:法人税割額の課税標準額は、その法人などの法人税額(国税)で、税率は8.4%です。(令和3年度現在)
備考	●申告 給与所得だけの方や所得税の確定申告をした方以外はその年の申告期限までに申告してください。 ●納税の方法 納税通知書により納税者の方が自ら納める方法(普通徴収)と給与支払者が毎月給与から天引きして納入する方法(特別徴収)と年金支払者が年金から天引きして納入する方法(年金特別徴収)があります。	●申告納付 法人市民税では、法人税に準じ、納税義務者が税額を算出し、申告書を提出して納税する申告納付の制度がとられています。 ●この様な時は届け出を 法人を設立・解散したとき、事務所又は事業所を設立・設置・廃止・閉鎖したときなどは、届出書を提出してください。

## 固定資産税・都市計画税

問 市税課 各総合支所 / 地域振興課

### 固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その固定資産の価格を基に算定される税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業などに要する費用に充てるために、賦課期日に市街化区域内に土地・家屋を所有している方に課税される税金で、固定資産税とあわせて課税されます。

## 価格の閲覧・縦覧について

納税者(委任を受けた者を含む)は固定資産の状況や評価額などを記載した固定資産課税台帳などを閲覧することができます。また、4月1日から第1期納期限の間は、土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

## 固定資産の調査について

固定資産税・都市計画税の対象となる固定資産の実地調査を法に基づいて行っています。新築・増築家屋の調査においては、身分証を携帯した職員が訪問し、内外部の建築資材などを調べます。これらは、翌年度以後の税金を適正、公平に納付していただくための大切な調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

## 軽自動車税(種別割)

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

### ▶ 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等

区分	税率	
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
軽自動車	ミニカー	3,700円
	軽二輪(250cc以下)	3,600円
小型特殊自動車	雪上用	3,600円
	農耕作業用	2,400円
二輪の小型自動車(250cc超)	その他(フォークリフトなど)	5,900円
		6,000円

### ▶ 三輪・四輪の軽自動車

区分	現行税率	旧税率	重課		
三輪	3,900円	3,100円	4,600円		
軽自動車(660cc以下)	乗用	6,900円	5,500円	営業用	8,200円
				自家用	12,900円
	貨物	3,800円	3,000円	営業用	4,500円
				自家用	6,000円

※三輪・四輪の軽自動車については、軽自動車検査証に記載の「初度検査年月」により、税率が異なります。

①初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両は【現行税率】が、平成27年3月31日以前の車両は【旧税率】が適用されます。

②初度検査年月から13年を経過した車両については、①にかかわらず【重課】が適用されます。

## 家屋の滅失に関する届け出について

建物を取り壊した場合は、速やかに家屋滅失届を市税課資産税係に提出してください。ただし、年内に法務局へ滅失登記をする場合、提出は不要です。

## 償却資産の申告について

市内に土地・家屋以外で事業のために所有している構築物、機械、器具、備品等の資産は償却資産の課税対象となるため、1月末までに申告をしてください。

問 市税課 各総合支所 / 地域振興課

③一定の環境性能をもつ車両については、初度検査年月の翌年度の1年間に限り、グリーン化特例(軽課)が適用され、税率が軽減されます。(令和3年度まで)

●軽自動車税(種別割)には、月割課税の制度がありませんので、4月2日から翌年3月31日までの取得、譲渡、廃車については、当該年度の税額に影響しません。

●継続検査を受けるときは、軽自動車税(種別割)を完納していることの証明が必要になります。

①納税通知書を使って、金融機関などの窓口で納税し、領収印が押印されれば継続検査用納税証明書として使用できます。(口座振替を依頼されている方は、口座振替確認後、継続検査用納税証明書を送付します。)

②継続検査用納税証明書を本庁納税課及び各総合支所地域振興課で請求することもできます。

発行手数料は無料です。

●軽自動車などを取得、譲渡、廃車又は住所や名義が変わった場合は、申告が必要です。

車両の種類	申告先
原動機付自転車・小型特殊自動車	市税課市民税係 各総合支所地域振興課
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 姫路支所 〒672-8035 姫路市飾磨区中島字福路町3313 ☎050-3816-1848
二輪の軽自動車・二輪の小型自動車	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 〒672-8588 姫路市飾磨区中島字福路町3322 ☎050-5540-2067

(広告)

相続・贈与 会計  
申告 税務相談

**中川税理士事務所**  
税理士 中川 直美

お気軽にご相談下さい

たつの市揖西町龍子 323-3  
TEL.0791-66-3166





国民健康保険税は、医療費の支払いなど国民健康保険事業に要する費用に充てるために課税される税です。

区分	内容
納めていただく方 (納税義務者)	加入している被保険者一人ひとりが納税義務者になるのではなく、被保険者の属する世帯の世帯主が納税義務者になります。 この場合、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯主の名前で課税されますので、納税通知書は世帯主あてに送付されます。
保険税の算定方法	所得割→被保険者の前年所得に応じた額 均等割→被保険者1人当たりの額 平等割→1世帯ごとの額 保険税は医療給付費分(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援分)及び介護納付金分(介護分)で構成され、それぞれ上記3項目の合計額で計算されます。税率は国民健康保険事業などの財政見通しのもと、毎年度見直されます。 なお、年度の途中で国民健康保険に加入・脱退されたときは、月割で計算されます。

区分	令和3年度	
医療給付費分	所得割(※1)	7.87%
	均等割	26,700円
	平等割	22,800円
後期高齢者支援金等分	所得割(※1)	2.40%
	均等割	8,300円
	平等割	6,700円
介護納付金分 (40歳～64歳)(※2)	所得割(※1)	2.38%
	均等割	10,800円
	平等割	5,800円

●令和4年度以降の税率は未定です。

- ※1 各項目の所得割の計算で用いる所得は、前年中の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)を含む所得金額から、基礎控除(43万円)を引いた額です。なお、退職所得は含まれません。また、所得控除(社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除等)は適用されません。税制改正があった場合は、改正内容に準じます。
- ※2 介護分は40歳になる月から65歳になる前月まで計算されます。(65歳以上の方には別途介護保険料の納入通知書が送付されます。)



市税等は「窓口納付」「口座振替」「スマホアプリ決済」のいずれかの方法で納税通知書に記載された納期限までに納めてください。

市税等の納期限

区分	市・県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税 (普通徴収)
4月			全期	
5月		全期・1期		
6月	全期・1期			
7月		2期		全期・1期
8月	2期			2期
9月				3期
10月	3期			4期
11月				5期
12月		3期		6期
1月	4期			7期
2月		4期		8期

※納期限は毎月末日です。ただし12月は25日を納期限とします。納期限が休日の場合はその翌日(休日を除く。)とします。

市税等の納付場所

窓口で納付される場合は、次の場所で納めることができます。

機関	納付場所
市窓口	会計課、各総合支所地域振興課
金融機関	三井住友銀行、みなど銀行、トマト銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫県医療信用組合、兵庫県信用組合、兵庫西農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会、近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行・郵便局
コンビニエンスストア等	バーコードの表示がある納付書(1枚当たりの合計金額が30万円以下)は、コンビニエンスストア及びキオスク端末のある店舗でも納めることができます。 ※詳しくは、納付書の裏面をご確認ください。



## 市税等の口座振替(自動払込)

便利で安心確実な口座振替(自動払込)で納めることができます。

口座振替できる税目	市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)
取扱金融機関	三井住友銀行、みなと銀行、トマト銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫県医療信用組合、兵庫県信用組合、兵庫西農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局
口座振替の手続き	市内の金融機関、納税課、各総合支所地域振興課の窓口で備付けの口座振替依頼書に必要な事項を記入、押印のうえ各納期限の1か月前までに提出してください。 【必要なもの】納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印鑑 ※口座振替依頼書の郵送を希望される方は、納税課管理係までご連絡ください。

※口座振替済通知書は送付しません。(口座振替結果については、預貯金通帳でご確認ください。)

## 市税等のスマートフォン決済アプリを利用した納付

スマートフォン決済アプリを利用して納めることができます。

納付できる税目	市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)
準備するもの	●スマートフォン ●納税通知書 ●スマートフォン決済アプリ(※対象アプリは下記の表をご確認ください。)

※領収書の発行はしていません。(納付内容はアプリ上の履歴画面でご確認ください。)

※次の納付書はスマホアプリで納付することができませんのでご注意ください。

- 金額を訂正した納付書
- バーコードの印字がない納付書
- 破損や汚損などでバーコードが読み取れない納付書
- 納期限を過ぎた納付書

※詳細については、本市ホームページをご覧ください。

【たつの市のホームページ(市税等のスマートフォン決済アプリを利用した収納)】

<https://www.city.tatsuno.lg.jp/zeimu/nozeimobile.html>

アプリ名	ペイペイ PayPay	ライン ペイ LINE Pay	らくてんぎんこう 楽天銀行	イーユー ペイ au PAY	ペイビー PayB	ぎんこうペイ 銀行Pay
支払資金	PayPay残高(チャージ方式)	LINE Pay残高(チャージ方式)	楽天銀行口座リアルタイム口座振替	au PAY残高(チャージ方式)	銀行口座リアルタイム口座振替	ゆうちょ銀行等リアルタイム口座振替
納付書1枚あたりの支払可能上限額	300,000円	300,000円	300,000円	250,000円	300,000円	300,000円



## 各種税務証明書等

問 納税課・市税課 各総合支所/地域振興課

種類	手数料(1件)	窓口
納税証明書	300円	納税課 各総合支所地域振興課
納税証明書(継続検査用)	無料	
完納証明書(※滞納がないことの証明)	300円	
滞納処分を受けたことがない証明	300円	
国民健康保険税納付額確認書	無料	市税課市民税係 各総合支所地域振興課
課税(非課税)証明書	300円	
所得証明書		
軽自動車税非減免証明書		
営業証明書		
固定資産税評価証明書	300円 ※6筆(棟)以上の場合1筆又は1棟増すごとに60円加算	
固定資産税資産証明書		
固定資産税課税証明書		
固定資産税公課証明書		
家屋登載(不登載)証明書	300円	
住宅用家屋証明書	1,300円	
り災証明書	300円	
無資産証明書	300円	
その他 閲覧	300円 ※写しは1枚につき10円	

※証明書等の申請には、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。  
※本人以外が申請する場合は、委任状等が必要になります。







## 児童のための福祉制度

問 児童福祉課 各総合支所／地域振興課

### 児童手当

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの)児童を養育している方(生計中心者)に支給されます。

※公務員の方は勤務先から支給されます。

#### ▶ 児童手当の額

児童の年齢	児童手当の額(一人あたり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律 5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

#### ▶ 手続きに必要なもの

マイナンバーカード又は番号通知カード(請求者・配偶者分)、顔写真付き身分証明書、請求者名義の口座番号等が分かるものなど

※別途書類の提出を求める場合があります。

### 特別児童扶養手当

身体又は精神に中度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、手当を受けようとする方と扶養義務者の所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

#### ▶ 手続きに必要なもの

診断書(所定の様式に限る)、戸籍謄(抄)本、請求者・配偶者・対象児童・扶養義務者のマイナンバーカード又は番号通知カード、請求者の顔写真付き身分証明書、請求者名義の通帳など

※別途書類の提出を求める場合があります。

### ファミリーサポートセンター

0歳から小学校6年生までの子どものある方で、育児の援助を受けたい方と、援助を行いたい方が会員となって組織を構成し、安心して仕事や育児ができるよう、子育て中の家庭を地域で応援します。

#### ● 援助の内容

- こども園・習い事等への送迎
  - こども園等の開始前や終了後の子どもの預かり
  - 買い物など外出のときの子どもの預かり
  - 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のときの子どもの預かり
- ※原則として子どもの宿泊は行いません。

#### ● 利用料

月曜日～金曜日(7時～21時) 600円/時間  
上記時間外と土・日曜日、祝日 800円/時間

※兄弟姉妹を預かる場合には、2人目から料金が半額になります。

※食事やおやつ、オムツなどが必要な場合は、材料費をいただくことがあります。

● ファミリーサポートセンター(はつらつセンター内)

☎0791-63-5117

### 児童館

児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにするために必要な事業を行います。利用は無料です。

名称	所在地	電話番号
中央児童館	龍野町富永1005-1 福祉会館3階	0791-63-5118

### 子育てつどいの広場

乳幼児及びその保護者が、気軽に集い、語り合い、交流する広場です。

また、子育て学習会や講演会の開催、体験活動や子育てに関する相談等も行っています。利用は無料です。(なお、講座等に参加される場合は、実費を負担いただく場合があります。)

#### ▶ 開設日時

- 月曜日～金曜日、第1・3土曜日(新宮・揖保川)、第2・4土曜日(龍野)(祝日・年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時

※新宮・揖保川は、月曜日は相談のみ

※土曜日開設する広場は、その週の月曜日が臨時休業日

#### ▶ 開設場所

- 龍野子育てつどいの広場(はつらつセンター2階)  
☎0791-62-9255(FAX兼用)
- 新宮子育てつどいの広場(新宮こども園敷地内)  
☎0791-75-4646(FAX兼用)
- 揖保川子育てつどいの広場(揖保川公民館2階)  
☎0791-72-6577(FAX兼用)
- 御津子育てつどいの広場(御津やすらぎ福祉会館2階)  
☎079-322-2208(FAX兼用)

## ひとり親のための福祉制度

問 児童福祉課 各総合支所／地域振興課

### 児童扶養手当

父又は母と生計をともにできない18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童(心身に重度の障害がある場合は20歳未満)を養育している父や母、又は父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。父母がいても極めて重度の障害がある場合には支給されません。

また、手当額よりも低額の公的年金等を受給されている場合は、その差額分の手当が支給されます。

ただし、手当を受けようとする方と扶養義務者の所得が一定額以上の場合には、所得制限により一部又は全額が支給されません。

#### ▶ 手続きに必要なもの

マイナンバーカード又は番号通知カード(顔写真付き身分証明書)、請求者名義の通帳、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、基礎年金番号が確認できる書類

※別途書類の提出を求める場合があります。

### 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭が経済的に自立するための資金をお貸しします。

#### ● 貸付金の種類

事業資金、修学資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金、就学支度資金、結婚資金など

#### ● 貸付の条件

資金の種類により、貸付限度額、償還期間などそれぞれ異なります。

### 母子家庭等自立支援給付金

#### ▶ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、指定された雇用保険制度の教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。ただし、受講する前に事前相談が必要となります。

#### ▶ 対象者

- 児童扶養手当を受給している、又は同等の所得水準の方
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

#### ▶ 支給額

- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方には、対象講座の受講料等の6割相当額(上限20万円)を支給します。
- 上記以外の方には、上記の額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

#### ▶ 高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士などの就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、4年を上限に高等職業訓練促進給付金を支給します。

#### ▶ 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学した場合や、資格を取得して就職する場合には、下記の資金をお貸しします。なお、資格取得後、1年以内に取得した資格を活かして5年間その職に従事した場合には、返済が免除されます。

#### ▶ 対象者 高等職業訓練促進給付金の受給者

#### ▶ 貸付資金

入学準備金 50万円以内  
就職準備金 20万円以内

### JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合、通勤定期乗車券が3割引で購入できる制度です。ただし、他の割引制度とは併用できません。

### 母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子で、いろいろな事情から子どもを育てるうえで、援助が必要な場合に、入所できます。

### ひとり親家庭相談

母子父子自立支援員がひとり親家庭の方からのあらゆるご相談に応じます。



(広告)

大黒屋丹治

たつの市新宮町薮崎331番地の1

TEL.0791-75-2118

FAX.0791-75-4490



出生祝金

次代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりの一環として、お子さんの出生に際し、祝金を支給します。

●支給要件

児童が出生したとき、本市に住所を有し、その児童と同居し、これを監護し、その生計を維持する保護者

●祝金の額

第1子	5,000円	第2子	10,000円
第3子	15,000円	第4子以降	20,000円

●申請方法

▶必要なもの

通帳(申請者名義のもの)

※内容によって戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)などが必要になる場合があります。

▶申請期間

対象児童が生まれてから14日以内

特別な理由がある場合は、対象児童が生まれてから1年以内であれば申請することができます。

チャイルドシート購入費用の助成

乳児の保護者の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート(乳児用・幼児用・学童用いずれでも可)購入費用の一部を助成します。

▶対象者

満1歳未満の乳児と同居し養育する、市内在住の保護者(※ただし、申請は対象乳児1名につき1回限りとなります。)

※対象となるチャイルドシートは、購入日時点で満1歳未満の乳児のために購入したもので、購入後6か月以内に申請してください。(中古品、譲渡品は申請の対象外)

▶助成金額

購入費用(税込、1品)の2分の1、1万円を上限に助成します。(※ポイントや商品券等の支払額は除きます。)

▶申請に必要なもの

領収書(レシート可)又は市所定の販売証明書、振込先の分かるもの(申請者名義の通帳等)、購入した製品の取扱説明書(安全基準を満たす商品であることが確認できるもの)

障害児通所支援センター「はばたき園」

身体又は知的に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

▶内容

保育、理学療法、作業療法、言語療法、音楽療法、心理療法、スヌーズレン

▶対象者

1歳～18歳未満で、通所受給者証の交付を受けている児童および保護者

▶場所 龍野町富永410-2 はつらつセンター2階

☎0791-63-5230

療育相談事業

「落ち着きがない」「友達とうまく遊べない」「言葉がおそい」「保・幼・こ・学校での集団生活行動について」等、子どもの発育発達で心配がある方を対象に、医師による相談、心理士による発達検査、専門職による助言を行います。

▶対象者

市内在住の18歳までの児童及び保護者

▶実施施設 新宮町光都1-6-1

児童発達支援センター「たんぼぼ」

▶申請に必要なもの

印鑑、母子健康手帳

※申請は、児童福祉課で受付します。

子育て家庭ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が社会的理由(疾病、育児不安・疲れ、看護疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等)により、一時的に家庭において養育できない場合に実施するものです。

▶対象者

児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童

▶利用日数

原則として7日以内

▶利用者負担金(1日あたり)

2歳未満児・慢性疾患児 4,320円

(市民税非課税世帯は860円、生活保護世帯は無料)

2歳以上児 2,360円

(市民税非課税世帯は470円、生活保護世帯は無料)

居宅から実施施設等への児童等の移送(片道)930円

(市民税非課税世帯は180円、生活保護世帯は無料)

▶実施施設

乳児院・児童養護施設

子育て期における総合相談窓口  
「子育て応援センターすくすく」

子育て中の困ったことや子どもの虐待等、子育て期のあらゆる相談や悩みをお聞きし、保健師・家庭相談員などの専門的な職員が、安心して子育てができるよう応援します。

▶対象者 18歳までの児童やその保護者

▶受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分

▶場所 児童福祉課内 ☎0791-64-3220

※電話や面談での相談ができます。なお、面談をご希望の場合は、事前にご連絡いただければスムーズなご案内が可能です。

●児童虐待とは

保護者など身近にいる者が「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達を阻害すること」を言います。しばしば、「しつけだから」と言う方もいますが、しつけと虐待は違います。たとえその行為が親にとって愛情に根差したしつけでも、その行為が子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を阻害するものであるならばそれは虐待です。

児童虐待防止法では、虐待は「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(育児放棄)」「心理的虐待」の4つに分類しています。「虐待かな」と思ったら、通報、相談してください。また、子育てに悩んでいた、虐待しそうになったりしたときは、ひとりで悩まず、相談してください。秘密は、守ります。

▶身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす
- 激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる
- 縄などにより一室に拘束する
- タバコの火を押し付ける

▶性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為の強要
- 子どもの性器を触る、子どもに性器を触らせる
- 子どもに性器や性交を見せる
- 子どもをポルノグラフィの被写体にする

▶ネグレクト(育児放棄)

- 適切な食事を与えない
- 汚れた衣服を着続けさせる
- 病気になっても病院に連れて行かない
- 乳幼児を残したまま外出する

▶心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 他の兄弟姉妹と著しく差別する
- 子どもの前で行われる配偶者への暴力(面前DV)

▶子どもの虐待に関すること

- 子育て応援センターすくすく ☎0791-64-3220
- 姫路こども家庭センター ☎079-297-1261
- 児童虐待24時間ホットライン ☎079-294-9119(夜間・休日)
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(24時間受付)





次のような家庭の事情があるため、児童の保育が困難な場合は、保育所(園)又はこども園でお預かりしています。

●事情

- 保護者が家庭の外で仕事をしている。
- 保護者が家庭内で、家事以外の仕事をしている。
- 母親が出産前後である。
- 保護者が病気であったり、身体等に障害がある。
- 保護者が長期にわたり、病人や障害者(児)の看護をしなければならない。
- 火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている。
- 保護者が求職活動をしている。
- 家庭内で虐待やDVのおそれがある。
- 育児休業取得時に、すでに保育を利用しており、継続利用が必要である。
- 上記に類する状態にある。

●入園できる児童

0歳(原則として生後3か月を経過した翌月)から就学前までの児童

●保育時間

8時間保育を原則としています。開所時間は施設により異なりますので、お問い合わせください。

●入園手続き

毎年10月1～3週目頃に翌年4月からの園児募集をします。詳しくは広報などでお知らせします。

申込みの受付は、幼児教育課、各総合支所地域振興課及び各保育所(園)、こども園で行います。

なお、私立こども園への申込みの受付は、各園でのみ行います。

●利用者負担額(保育料)

児童と生計を一にしている父母の市民税所得割額の合計により決定します。

なお、父母の収入、扶養の状況により、同居の祖父母の市民税所得割額を合計する場合があります。

3～5歳児及び0～2歳児のうち市民税非課税世帯の利用者負担額(保育料)は、無償になります。

市立幼稚園又は認定こども園(教育認定)へ入園するとき

●入園できる児童

市立幼稚園では、就学前の4歳児、5歳児を2年間保育します。認定こども園では、就学前の3歳児、4歳児、5歳児を3年間保育します。

●入園手続き

毎年10月1～3週目頃に翌年4月からの園児募集をします。詳しくは、広報等でお知らせします。申込みの受付は、各幼稚園、こども園で行います。

なお、市立こども園への申込みの受付は、幼児教育課又は各総合支所地域振興課でも行います。

●利用者負担額(保育料)

3～5歳児の利用者負担額(保育料)は無償になります。

市立小・中学校へ入学するとき

●就学通知

新しく小・中学校に入学するお子さんがいる家庭に就学通知を送付し、入学期日と学校をお知らせします。入学式に必要なとなりますので、大事に保管してください。

●次のようなときは教育委員会学校教育課学務係へお申出ください。

- 病気などの理由で就学が困難なとき
- 国立や私立の学校へ就学するとき
- 特別支援学校へ就学するとき
- 住所などに変更があったとき

●就学前の健康診断

小学校新入学児童を対象に、健康診断を実施します。対象のお子さんがある家庭には、案内を送付します。

詳しくは、教育委員会学校教育課指導係にお問い合わせください。

市立小・中学校を転校するとき

▶ 転入するとき

- ①市民課及び各総合支所地域振興課で転入手続きを行ってください。
- ②教育委員会学校教育課学務係で「転入学通知書」を受け取ってください。
- ③「転入学通知書」を持って指定された学校へ行き、前に通っていた学校の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を提出してください。

▶ 転出するとき

今まで通っていた学校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取り、転入先の学校へ提出してください。



ゆうなぎ整骨院 併設

講道館柔道

**福嶋道場**

館長 福嶋 勇哉

〒679-4129 たつの市龍野町堂本 64-8

**TEL/FAX 0791-64-3600**

社会福祉法人 こどもの国

認定こども園 **まあや学園** (幼保連携型)

■ 子育て支援センター つくしんぼの館  
ご家庭で育児をされている方ならどなたでも利用可

■ 病後児保育 Touch (タッチ)  
市内在住の方で、施設に通う0～12才なら、どなたでも利用可

たつの市揖保川町二塚385-1

**TEL0791-72-4630**

Asobino Oka 認定こども園 **あそびの丘**

たつの市揖西町小畑541-1

**TEL0791-72-8825**

〈広告〉

## 就学支援制度

### 小・中学校就学援助制度

一定の条件に当てはまる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの就学援助を行います。(収入による審査があります。)

#### ▶申請方法

申請書(各学校・教育委員会学校教育課に置いてあります。)に関係書類を添えて学校長に提出してください。

### 小学校・放課後児童クラブ・中学校・保育所(園)・幼稚園・認定こども園(令和3年度現在)

#### ▶小学校一覧

学校名	所在地	電話番号
龍野小学校	龍野町上霞城86-2	0791-63-1371
小宅小学校	龍野町日飼105	0791-63-0279
揖西東小学校	揖西町清水新9	0791-66-0020
揖西西小学校	揖西町住吉142	0791-66-0021
揖保小学校	揖保町西構67	0791-67-8500
誉田小学校	誉田町広山580-1	0791-62-1529
神岡小学校	神岡町上横内51	0791-65-0010
西栗栖小学校	新宮町鍛冶屋252	0791-78-0344
東栗栖小学校	新宮町能地284	0791-75-0104
香島小学校	新宮町香山1160	0791-77-0009
新宮小学校	新宮町新宮437	0791-75-0056
越部小学校	新宮町中野庄197	0791-75-2303
播磨高原東小学校	新宮町光都2-6-1	0791-58-0328
半田小学校	揖保川町新在家166-2	0791-72-2281
神部小学校	揖保川町黍田434	0791-72-3020
河内小学校	揖保川町金剛山604	0791-72-2129
御津小学校	御津町釜屋206	079-322-0020

## 学校給食

給食で使用している食材は、輸入品を極力避け、お米・生鮮野菜等は、可能な限り、たつの市産や県内で生産された物の確保に努めています。

また、学校給食や給食センターの取組について理解を深めてもらう目的で、市民(10名以上のグループ)を対象に中央学校給食センターの見学、学校給食試食会を、また個人向けには1学期に1回見学、学校給食試食会を開催しています。詳細は広報でお知らせします。

### ▶放課後児童クラブ一覧

施設名	所在地	電話番号	
龍野放課後児童クラブ	龍野小学校	龍野町上霞城86-2	0791-63-3341
小宅第1放課後児童クラブ	小宅小学校	龍野町日飼105	0791-63-0660
小宅第2放課後児童クラブ	旧小宅保育所	龍野町中村275-5	0791-62-3636
※令和5年1月より小宅小学校(龍野町日飼105)へ移転予定。			
揖西東放課後児童クラブ	揖西東小学校	揖西町清水新9	0791-66-3270
揖西西放課後児童クラブ	揖西西小学校	揖西町住吉142	0791-66-3220
揖保放課後児童クラブ	揖保小学校	揖西町西構67	0791-67-2155
誉田放課後児童クラブ	誉田小学校	誉田町広山580-1	0791-62-9909
神岡放課後児童クラブ	神岡小学校	神岡町上横内51	0791-65-0028
西栗栖放課後児童クラブ	旧西栗栖幼稚園	新宮町鍛冶屋261	0791-78-0347
東栗栖放課後児童クラブ	東栗栖コミュニティセンター	新宮町能地321	0791-75-0039
香島放課後児童クラブ	香島小学校	新宮町香山1160	0791-77-1870
新宮放課後児童クラブ	新宮小学校	新宮町新宮437	0791-75-5507
越部放課後児童クラブ	越部小学校	新宮町中野庄197	0791-75-5455
半田放課後児童クラブ	半田小学校	揖保川町新在家166-2	0791-72-7206
神部放課後児童クラブ	神部小学校	揖保川町黍田434	0791-72-7208
河内放課後児童クラブ	河内コミュニティセンター	揖保川町浦部186-2	0791-72-7738
御津第1放課後児童クラブ			
御津第2放課後児童クラブ	御津小学校	御津町釜屋206	079-322-0912
御津第3放課後児童クラブ			

#### ▶中学校一覧

学校名	所在地	電話番号
龍野東中学校	龍野町日飼100	0791-62-1117
龍野西中学校	揖西町小神30	0791-62-3681
新宮中学校	新宮町宮内426	0791-75-0079
播磨高原東中学校	新宮町光都2-4-1	0791-58-0981
揖保川中学校	揖保川町正條471	0791-72-2673
御津中学校	御津町朝臣414	079-322-0550

〈広告〉

**個別進学塾**

**SEI-SHIN**

セイ シン

**無料体験受付中**

担当 大西

たつの市新宮町新宮80-5

TEL 0791-60-6640



〈広告〉

ドーナツキッズイングリッシュ

**DONUTS**

**KIDS ENGLISH**

HELLO!  
たつの市新宮町のこども英会話教室 DONUTS です!  
歌・ゲーム・クラフト作りなど遊びを通して  
楽しく英語に触れましょう!

**DONUTS**

- 未就学児・小学生向け
- オリジナルの体験型レッスン

**Mini Donuts**

- 1歳~のお子様とママ向け親子英語サークル
- 英語タイム=ママと一緒に楽しい時間

お問い合わせ

[donuts\\_kids\\_english](#)  
[donutsenglish@gmail.com](mailto:donutsenglish@gmail.com)



▶ 保育所(園)・幼稚園・認定こども園一覧

区分	公私立	施設名	所在地	電話番号
保育所	公立	神岡保育所	神岡町田中668-2	0791-65-1193
		西栄保育園	神岡町東鷲崎92-2	0791-65-1860
		揖保みどり保育園	揖保町揖保中97-3	0791-67-8055
		たんぼぼ保育園	龍野町宮脇10-4	0791-63-2777
		龍野太陽保育園	揖保町今市334-1	0791-67-1351
		東栗栖保育園	新宮町能地338-2	0791-75-0188
		香島保育園	新宮町香山1430-1	0791-77-1014
幼稚園	公立	神岡幼稚園	神岡町横内110	0791-65-0162
		香島幼稚園	新宮町香山1123-1	0791-77-0077
		半田幼稚園	揖保川町新在家173-3	0791-72-2486
認定こども園	公立	河内幼稚園	揖保川町浦部179	0791-72-2586
		龍野こども園	龍野町上霞城130	0791-62-0392
		小宅北こども園	龍野町片山6	0791-63-0487
		小宅南こども園	龍野町富永404	0791-63-4640
		揖西東こども園	揖西町清水30-1	0791-66-0270
		揖西中こども園	揖西町構47-1	0791-66-2405
		誉田こども園	誉田町広山507-5	0791-63-0816
		西栗栖こども園	新宮町鍛冶屋77	0791-78-0813
		新宮こども園	新宮町新宮430-1	0791-75-4185
		神部こども園	揖保川町黍田5-2	0791-72-2487
	御津北こども園	御津町中島980	079-322-2278	
	御津南こども園	御津町岩見320	079-322-2502	
	まことこども園	神岡町沢田467-1	0791-65-1569	
	すみれこども園	揖保町西構46-1	0791-67-0337	
	旭こども園	龍野町富永16	0791-63-1848	
	あそびの丘	揖西町小畑541-1	0791-72-8825	
	心光こども園	新宮町仙正187-4	0791-75-3318	
	第一仏光こども園	揖保川町山津屋67-2	0791-72-3240	
	まあや学園	揖保川町二塚385-1	0791-72-4630	
	じょうせんこども園	御津町朝臣130	079-322-1870	

児童福祉・子育て・教育

# 福祉・介護

## 障害者福祉

問 地域福祉課 各総合支所 / 地域振興課

### 手帳の交付

#### ▶ 身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある方に身体障害者手帳が交付されます。この手帳を持っている方は、各種の援助や制度を利用することができます。  
該当する障害は、視覚、聴覚、言語機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、肝臓機能などです。

#### ▶ 療育手帳

こども家庭センター又は知的障害者更生相談所で知的障害があると判定された方に交付されます。この手帳を取得することにより、各種の援助や制度を利用することができます。

#### ▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害のある方に交付されるもので、この手帳を取得することにより、各種の援助や制度が受けやすくなります。(2年ごとの更新手続きが必要です。)

### 助成とサービス

#### ▶ 更生医療

身体障害者(18歳以上)が日常生活により適合するために、手術などによって身体の機能障害を軽減又は改善するための治療費の自己負担分を助成します。治療が必要と認められたときに受けることができます。この制度を受けられる場合は、事前に申請が必要です。(本人を含むその世帯の所得税額に応じて自己負担があります。)

#### ●適用障害の例

視覚・聴覚・肢体・音声・そしゃく・心臓・じん臓・小腸・肝臓・免疫機能障害など

#### ▶ 補装具

身体障害者(児)が日常生活や仕事を行う上で、必要と認められる方を対象に、身体の障害を補うための補装具の交付や修理を行っています。この制度を受けられる場合は、事前に申請が必要です。(本人を含むその世帯の所得税額に応じて自己負担があります。)

#### ●補装具の例

車いす、義肢、歩行器、歩行補助杖、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器など

〈広告〉



**西栄保育園**  
さいらくほいくえん

**保育目標**  
明るい子  
心ある子  
強い子

〒679-4109 たつの市神岡町東鷲崎92-2  
TEL.0791-65-1860  
FAX.0791-65-2573



〈広告〉

**介護保険・障害者総合支援法相談窓口**

◎居宅介護支援事業 (ケアマネジャー)  
◎訪問介護事業 (ホームヘルパー)  
◎居宅生活支援事業

**職員募集**  
詳しくはお電話ください。

**リライフ** まごころ介護の宅配便

龍野センター **0791-64-9115**

業界トップクラスの低料金!!

**リライフ福祉タクシー**

安心 快適 便利

中型車 車椅子対応 初乗り620円  
大型車 車椅子対応 ストレッチャー 初乗り640円

指定 ●たつの市高齢者タクシー利用券  
●たつの市福祉タクシー利用券

詳細はホームページで!!  
<http://relielife.jp/>





## 日常生活用具

在宅で重度障害の方が、日常生活をより快適に送れるように、さまざまな日常生活用具の給付などを行います。

年齢・手帳の障害内容によって受けられる種目が異なります。この制度を受けられる場合は、事前に申請が必要です。(本人を含むその世帯の所得税額に応じて自己負担があります。)

### ●用具の例

特殊マット、移動・移乗支援用具、入浴補助用具、ストマ用装具など

## 障害児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の心身障害児で、日常生活において常に介護が必要な方に、障害児福祉手当が支給されます。

ただし、福祉施設に入所している方は、この手当の対象になりません。(本人又は扶養義務者の所得によって制限があります。)

## 特別障害者手当

在宅で20歳以上の著しく重度の心身障害者で、日常生活において常に特別の介護が必要な方に、特別障害者手当が支給されます。

ただし、福祉施設に入所、又は3か月を超えて病院等に入院している方は、この手当の対象になりません。(本人又は扶養義務者の所得によって制限があります。)

## 心身障害者扶養共済制度

心身障害者(児)の保護者が加入でき、加入者が死亡又は重度障害と認められた場合に、残された障害者に終身の年金を支給する制度です。掛金の助成制度があります。

### ●加入できる方

- ①知的障害者の保護者の方
- ②身体障害者手帳1～3級所持者の保護者の方
- ③精神又は身体に永続的な障害のある方で、①又は②と同程度の障害と認められる者の保護者の方

## 障害者福祉金

1年以上、本市に住所を有している身体障害者手帳1級～4級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対し支給します。

## 重度心身障害者介護手当

65歳未満の障害者で、居宅で6か月以上常時床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に係る介護者について手当を支給します。


## 障害福祉サービス

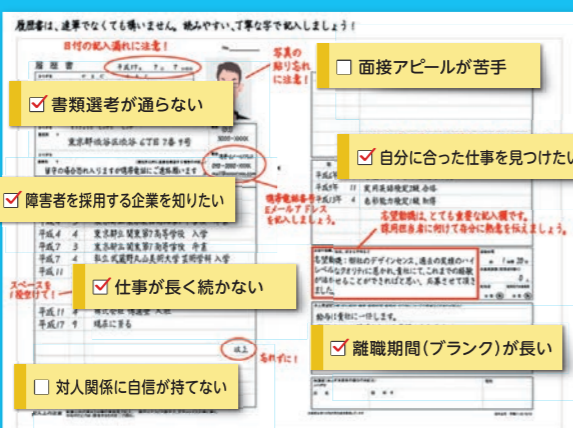
事業名	区分	要件	内容	
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	在宅の身体障害者・知的障害者・障害児・難病患者で、日常生活を営む上でサービスが必要とされる者(障害支援区分によりサービス支給の可否を判定)	居室における ①身体介護(食事・入浴・排せつなどの介助) ②家事援助(炊事・掃除・洗濯などの支援) ③通院介助(病院に行く際の介助)
		重度訪問介護	①障害福祉窓口で相談・申請 ↓ ②サービス利用計画書の提出依頼	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者の居宅と外出時の介護を総合的に提供
		同行援護	③障害者の心身の状況や生活環境などについて市職員が訪問調査 ↓ ④調査結果と主治医意見書をもとに、たつの市障害支援区分認定審査会において審査・判定	重度の視覚障害者の外出時の介護を総合的に提供
		行動援護	⑤障害支援区分の決定、「障害福祉サービス受給者証」の交付 ↓ ⑥サービス利用計画の作成	知的障害等により行動障害がある方の外出時の危険回避等の援護
		重度障害者等包括支援	⑦サービス事業者と契約 ↓ ⑧サービスの利用	常に介護の必要な障害者に複数サービスを包括的に提供
	介護給付	短期入所	利用者負担は原則1割 課税状況に応じた上限額を設定	自宅での介護が一時的に困難になった場合の障害者支援施設等での入所支援
		日中活動系		常に介護の必要な障害者に、施設等において日中の食事・入浴・排せつの介護や創作的活動・生産活動の機会を提供
		療養介護		病院などの施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護又は日常生活上の援助を行う
	施設系	施設入所支援	※障害福祉サービス、児童通所支援サービスを利用する場合は、相談支援事業所においてサービス等利用計画書の作成・提出が必要となります。	施設等入所者に、居住の場と夜間及び日中活動のない日の支援を提供
	訓練等給付	日中活動系	自立訓練 機能訓練	身体障害者が地域生活に移行するための身体機能向上等の訓練
生活訓練			知的障害者への地域生活に向けた生活能力向上訓練	
居住支援系		就労移行支援	身体障害者・知的障害者・障害児・難病患者で、自立した生活を営むための訓練や、就職につながる支援が必要とされる者	就労希望者に生産活動等の機会を提供し、知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る
		就労継続支援	〔申請から利用までの手順は介護給付と同じ(ただし④は除く)〕  〔利用者負担は原則1割 課税状況に応じた上限額を設定〕	就労が困難な者に生産活動等の機会を提供 A型:一般就労への移行に向けての支援 B型:知識・能力の維持・向上のための支援
共同生活援助(グループホーム)	※ただし、共同生活援助(グループホーム)については、上記介護給付の要件欄の記載の手順になります。	<介護サービス包括型> 重度の障害者が共同生活を営む住居において、入浴・排せつ、食事等の介護を提供 ※世話人・生活支援員を配置  <外部サービス利用型> 就労・就労継続支援等を利用している知的障害者が共同生活を営む上での相談及び生活上の援助 ※世話人を配置 介護が必要な場合は外部の居宅介護事業所に委託		

(広告)

### 病気や障害があっても“働きたい”を応援します


実践的な作業訓練を中心に  
作業療法士・相談支援員等の  
専門スタッフがサポート!





- 書類選考が通らない
- 障害者を採用する企業を知りたい
- 仕事が長く続かない
- 対人関係に自信が持てない
- 面接アピールが苦手
- 自分に合った仕事を見つけない
- 離職期間(ブランク)が長い

就労支援 地域活動支援 相談支援



たつの市地域活動・相談支援センター  
特定非営利活動法人


## いねいぶる

Non-profit organization enable

☎0791-62-5488

FAX.0791-78-8099

たつの市龍野町堂本179  
mail:master@enable.haru.gs





事業名	区分	要件	内容
訓練等給付	日中活動系 就労定着支援	身体障害者・知的障害者・障害児・難病患者で、自立した生活を営むための訓練や、就職につながる支援が必要とされる者	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う
	居住支援系 自立生活援助	<p>[申請から利用までの手順は介護給付と同じ(ただし④は除く)]</p> <p>[利用者負担は原則1割 課税状況に応じた上限額を設定]</p> <p>※ただし、共同生活援助(グループホーム)については、P75介護給付の要件欄の記載の手順になります。</p>	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していただ方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する者	障害サービスの支給決定又は変更前に、サービス等利用計画案を作成し、一定期間モニタリングを実施
児童通所支援	児童発達支援	日常生活能力向上等の為、訓練の必要な障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行う
	放課後等デイサービス	①障害福祉窓口で相談・申請 ↓ ②サービス利用計画案の提出依頼 ↓ ③「通所受給者証」の交付 ↓ ④サービス事業者と契約 ↓ ⑤サービスの利用	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供
	保育所等訪問支援		保育所や児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における適応のための専門的な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	利用者負担は原則1割 課税状況に応じた上限額を設定	重度心身障害児等であって、外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う
	多子軽減	就学前の兄、姉がいる世帯の第2子以降が児童通所支援を利用する場合	第2子の負担額は5%、第3子以降は負担なし

事業名	区分	要件	内容
地域生活支援事業 居宅生活支援事業	移動支援	身体障害者・知的障害者・障害児・難病患者で、自立した日常生活又は社会生活を営むためにサービスが必要とされる者 ①市障害福祉窓口で相談・申請 ②申請の際に、障害者の心身の状況や生活環境などについて聴き取り調査 ③支給の決定、「居宅生活支援事業受給者証」の交付 ④サービスの利用	社会生活上必要な外出、余暇活動等の社会参加のための支援
	日中一時支援	[利用者負担は1割 課税状況に応じた上限額を設定]	自宅での介護が一時的に困難になった場合に、施設等で宿泊を伴わずに食事、排泄などの介護を行う

### 自立支援医療(精神通院)精神障害者通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法32条)

精神障害者の通院医療を促進し、かつ適正医療を普及するため、治療に要する費用の一部を公費で負担する制度です。

### 難病患者などへの生活支援

種別	内容
ホームヘルプサービス事業	在宅で、介護や家事などの日常生活の支援が受けられます。
日常生活用具給付事業	在宅での日常生活をより快適に送れるように、さまざまな日常生活用具を給付します。

※利用申請が必要です。また利用者負担があります。

### 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害のある方に対し、手話奉仕員又は要約筆記奉仕員を派遣します。(事前に申請が必要です。)

### 障害者福祉タクシー

障害のある方が積極的に社会参加するために、身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A)、精神保健福祉手帳(1級)をお持ちの方を対象に、福祉タクシーの利用券を交付します。(自動車税の減免を受けている方など、交付できない場合があります。)また、福祉タクシー利用券は市民乗り合いタクシー(あかねちゃん)の乗用券と交換することができます。

### 自動車改造費の助成

身体障害者が所有、運転し、自動車の操向装置および駆動装置などを改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。この補助を受けられる場合は事前に申請が必要です。(所得制限があります。)

### 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者および知的障害者が自動車免許を取得するとき、その費用の一部を助成します。

### 旅客・航空運賃の割引

手帳の種類や、各交通機関によって割引の適用が異なります。また、1・2種の違いにより、割引対象が異なります。(鉄道・バス運賃は50%割引、航空運賃の割引率は航空会社により異なります。)

### 有料道路における障害者通行割引

身体障害者自らが運転する自動車および重度身体障害者(児)、重度知的障害者(児)(ともに1種)が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車の通行料金が50%割引になります。

### 税の減免および控除

- 次の税金において減免および控除があります。
- 所得税・相続税の控除
  - 市県民税の所得控除
  - 自動車税(種別割)の減免
  - 自動車・軽自動車税(環境性能割)の減免
  - 軽自動車税(種別割)の減免

(広告)



リサイクルで社会貢献

## 企業と連携

一般企業より作業を受け入れ同等の労務体験を

**給湯器解体作業** 色々な工具を使用し、給湯器を細かな部品に解体。様々な部品を素材ごとに仕分け、リサイクルすることで社会貢献を目指しています。

**電池解体作業** 車に使用される電池を解体、部品を仕分けてリサイクルしています。

農福連携を目指して

## 農業と連携

農作物を通じて 地域とのかかわりを築く

〒671-4141 たつの市揖保町栄89番地1  
TEL:0791-67-1327 FAX:0791-67-1329  
メール npohoujin@tatsunogho.com  
ホームページ http://www.tatsunogho.com/

生活保護

暮らしに困ったとき

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法の精神に基づき、生活に困っている方に困窮の程度に応じた保護を行い、将来的に自立した生活を営めるように手助けをする制度です。

世帯全体の働く能力及び資産の活用や親族の援助など、できる限りの努力をしたうえで、なお、生活ができない場合に、不足を補う形で給付等がなされます。

保護の種類

生活費の性質に応じて、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助があります。

申請手続き

福祉事務所(地域福祉課生活福祉係・各総合支所地域振興課市民健康福祉係)又は地区の民生委員・児童委員へご相談ください。

民生委員・児童委員

援助が必要な方々の立場に立った相談・支援を行う、地域住民にとって最も身近な相談役です。

旧軍人・遺族などの援護

旧軍人に支払われる恩給、戦没者遺族への年金、弔慰金などの受給手続きについて相談や受付を行っています。

災害見舞金の支給

異常な自然現象及び火災により生ずる被害を受けた世帯に災害見舞金を支給し、当該災害による死者の葬祭を行う者に対して死亡弔慰金を支給します。

犯罪被害者支援金の支給

犯罪行為により傷害を受けた市民又はその行為により不慮の死を遂げた市民の遺族に対して支援金を支給します。



助成とサービス

支援を必要とする高齢者やその家族に対し、介護予防、生活支援等のサービスを提供します。

事業名	事業内容	利用対象者
高齢者生活支援短期入所事業	施設へ一時的に入所	体調調整・生活指導等のサービスが必要なおおむね65歳以上の方(介護保険の要支援・要介護認定者を除く)
自立支援配食サービス事業	調理が困難な要援護高齢者等に弁当を宅配し、安否を確認	次のいずれかに該当する調理が困難な方等 ●世帯員全員が75歳以上の世帯の方 ●世帯員全員が65歳以上の世帯で、介護保険制度の認定者を有する世帯の方 ●世帯員全員が重度の障害者と65歳以上のみの世帯の方
高齢者等住宅改造費助成事業	住宅改造費の助成(限度額あり)(所得により助成率が異なる)	●介護保険の要支援・要介護認定を受けた方 ●身体障害者手帳(1級又は2級)・療育手帳(A判定)の交付を受けた方 ※所得制限あり
高齢者タクシー事業	タクシー料金の一部を助成(利用券の交換により市民乗り合いタクシー料金も助成)	次のいずれにも該当する世帯 ●1人は70歳以上で世帯員全員が65歳以上の世帯(18歳未満・障害者を有する場合も可) ●自動車を所有していない世帯 ※所得制限あり
救急医療情報キット配付事業	かかりつけ医や持病・救急時に必要な情報を保管するキットを配布	●世帯員全員が65歳以上の世帯 ●重度の障害者と65歳以上の世帯
高齢者運転免許証自主返納促進事業	①3年間で有効の市コミュニティバス無料定期券及びてくてくバスの無料定期券、市民乗り合いタクシー乗車券60枚を交付 ②運転経歴証明書取得手数料相当額を助成	①65歳以上の平成27年度以降に運転免許証を自主返納した方とその配偶者で運転免許証を有しない方 ②65歳以上で、平成27年度以降に運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた方
介護支援ボランティア事業	市が指定した介護支援ボランティア活動をし、付与された評価ポイントを交付金に換えることができる	介護保険第1号被保険者

〈 告 〉



介護付有料老人ホーム  
**アムール新宮**

介護が必要なご夫婦も一緒に入居できる  
24時間常駐看護のクオリティの高い  
介護付有料老人ホームです。

一般居室タイプ  
**40戸**

介護居室タイプ  
**30戸**

(うち夫婦居室10戸)

介護・生活支援サービス

直営の調理のお食事

機能回復・維持訓練施設

24時間の常駐看護

認知症入居可能



特定施設入居者生活介護 介護付有料老人ホーム「アムール新宮」  
たつの市新宮町新宮555番地 TEL.0791-75-5558 FAX.0791-75-5557

受付時間  
午前8:30～午後5:30

●入居に関するお問い合わせはお気軽に。  
**0120-658-492**  
ろーごは しんぐうに



事業名	事業内容	利用対象者	
在宅高齢者の自立を支援	介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;訪問型サービス&gt; 自宅で掃除、買物、調理、洗濯などの生活援助を実施</li> <li>&lt;通所型サービス&gt; 施設で生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを実施</li> </ul>	要支援1、2の方、事業対象者(チェックリストにより該当となった方)で援助を必要とする方
	認知症ケアパス事業(赤とんぼ連携ノート普及)	認知症になった時などに備え、事前に緊急連絡先、医療・介護情報、大切なこと等を記入しておくノートを配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症に備えておきたい方(年齢制限なし)</li> <li>●認知症が気になる方</li> <li>●認知症初期の方</li> </ul>
	認知症予防普及啓発事業	講演会の開催や認知機能チェックツールを用いた個別相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症予防に努めたい方</li> <li>●認知症が気になる方</li> </ul>
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を申し立てる必要があっても、親族がいない、協力が得られない等の事情のある方に、「たつの市長による申立」、「申立費用の助成」、「成年後見人等への報酬の助成」を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症者・知的障害者等であって、2親等以内の親族がいない等により支援が必要な方</li> <li>●支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方</li> </ul>	
ひとり暮らし高齢者を支援	いきいき百歳体操推進事業	いきいき百歳体操の啓発及び支援講座を行う	4人以上のグループを対象
	安心見守りコール事業(緊急通報システム事業)	24時間体制で、緊急時の連絡を受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上の在宅ひとり暮らしの方</li> <li>●身体障害者手帳1級又は2級所持者で、ひとり暮らしの方</li> <li>●世帯員全員が65歳以上の世帯で、同居者が寝たきりもしくは認知症の方</li> </ul>
家族介護を支援	はいかい高齢者家族支援サービス事業	専用端末機を貸与し、GPSにて探索(個人負担あり)	おおむね65歳以上のはいかい高齢者を在宅で介護している家族
	はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク事業	はいかい高齢者等の早期発見と保護のため、事前の登録とピカッとシューズステッカーを配布	はいかい又はそのおそれのある高齢者等
	はいかい高齢者等おでかけリスクゼロ事業	はいかいのおそれのある高齢者等が起こした事故により第三者に与えた損害を補償する賠償責任保険事業	はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク事業登録者
	介護マーク普及事業	介護中であることを周囲の方に理解しやすくするための名札型の介護マークを配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険要介護認定者を介護している者</li> <li>●上記に準ずる者</li> </ul>
	介護用品支給事業	紙おむつ等の介護用品を宅配で給付(限度額あり)	要介護4以上の寝たきり高齢者を在宅で介護している、市民税非課税世帯
	家族介護慰労金支給	介護慰労金の支給	要介護4以上の寝たきり高齢者を、介護保険サービスを利用せずに、在宅で1年以上介護してきた介護者(所得制限あり)
	家族介護者交流事業	日帰りバス旅行等により、介護者相互の交流と心身の元気回復を図る(限度額あり)	要介護1以上の高齢者を在宅で介護している介護者
家族介護教室事業	介護に必要な情報の提供、相談、研修等	介護認定を受けた高齢者等を介護されている方、又は介護に関心のある方	

## 高齢者に関する相談窓口

### 問 地域包括支援課

#### 在宅介護支援センター(地域の身近な相談窓口です)

在宅で生活されている高齢者やその家族の方々の、日常の様々な相談に応じるとともに、必要な保健・福祉サービスの情報提供や利用申請手続きのお手伝いをします。(相談は無料です。秘密は厳守されます。緊急の場合は24時間いつでも相談できます。)

施設名	所在地	電話番号
くわのみ園在宅介護支援センター	龍野町北龍野新町383-1	0791-61-9002
西はりまグリーンホームケアセンター	誉田町福田780-1	0791-63-3101
ジュネスしんぐ在宅介護支援センター	新宮町井野原531-2	0791-75-5228
揖保川在宅介護支援センター	揖保川町半田608-1	0791-72-6600
御津在宅介護支援センター	御津町中島980-3	079-324-0767

## 養護老人ホームへの入所

### 問 高年福祉課 地域包括支援課

虚弱等により一人で生活することが困難な方が入所できます。

対象者	65歳以上の入院加療を要しない方で、次のいずれかに該当する方(所得制限有り) ①心身虚弱のため日常生活に支障がある方 ②家族等との同居の継続が、老人の心身を著しく害する場合 ③住居に困っている場合
サービス内容	日常生活全般の援助をします。
利用料金	入所者は本人の収入額に応じて、扶養義務者は税額に応じて負担していただきます。

#### 認知症相談窓口(認知症支援係)

##### ●認知症相談センター

認知症が心配になったり、ご家族やご近所に認知症の気になる方がおられたら、お気軽にご相談ください。状況に応じた相談先や事業をご紹介します。

##### ●認知症初期集中支援チームの訪問相談

認知症の専門チームが訪問し、お話を聞きながら様々な相談(介護相談や医療機関のかかり方など)に応じます。

##### ●もの忘れ相談

認知症専門医による無料相談です。(完全予約制)

#### ふくし総合相談窓口

福祉に関する様々な相談に応じます。例えば介護、認知症、生活困窮、障害、ひきこもりなど同一世帯で多くの問題を抱えている相談も、ふくし総合相談窓口で対応し、市役所内の関係課や関係機関と連携しながら支援しています。

#### ●入所施設の一覧

施設名	所在地	電話番号
栗栖の荘	新宮町平野692-32	0791-75-0385
愛老園	相生市矢野町真広409	0791-29-0290
佐用朝霧園	佐用郡佐用町林崎662-8	0790-78-8050
福寿園	神崎郡福崎町西田原1037	0790-22-0412
だんだん	宍粟市山崎町東下野273-2	0790-65-0790

(広告)



社会福祉法人  
**たつの市社会福祉協議会**  
「ささえあい、たすけあいの心を育み、すべての住民が安心して暮らせるまちづくり」

- 給食・自立支援配食サービス
- 福祉車両貸出
- 福祉機器貸出
- 訪問理容サービス
- 心配ごと法律相談
- 居宅介護支援・訪問介護
- 計画相談支援
- 就労継続支援(B型) ほか

たつの市龍野町富永410-2  
TEL.0791-63-5106  
FAX.0791-63-5108  
E-mail:tsim-syakyo@r8.dion.ne.jp

介護リフォームはおまかせください

介護福祉士 福祉住環境コーディネーターが対応いたします

兵庫県知事許可(般-2)第462333号

**坂藤建築**  
姫路市林田町林田143

- 補助金申請
- 住宅改修
- バリアフリー
- 手すり設置 etc...

相談に応じます  
TEL 079-261-2345  
FAX 079-261-4588

介護保険のあらまし

介護保険は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支え合う制度です。

日常生活を送るうえで介護や支援が必要と認定されると、費用の一部(原則として1割～3割)を支払って、自分に合ったサービスを選択して利用する仕組みです。

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳～64歳の医療保険加入者の方
給付対象者	介護が必要となる原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要となったときに、市の認定を受けた方	老化が原因となる病気(※1)により、介護や日常生活の支援が必要となったときに、市の認定を受けた方
保険料	所得などに応じて決められます。(※P83の別表1参照)	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金が年額18万円以上の方は年金から天引きされます。ただし、65歳到達時又は本市への転入時は、一定期間直接市へ納付書や口座振替により納めます。</li> <li>年金から天引きできない方は、直接市へ納付書や口座振替により納めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険加入者 国民健康保険税の中に介護保険分が含まれているため、世帯主が納めます。</li> <li>職場の医療保険に加入している方 給与等から天引きされます。 40歳～64歳の被扶養者は介護保険料を個別に納める必要はありません。</li> </ul>

- ※1 特定疾病
- がん(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
  - 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
  - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
  - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
  - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

別表1 令和3年度～令和5年度保険料

所得段階	所得要件等	保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者	0.30	1,710円	20,520円
	老齢福祉年金受給者			
	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	2,850円	34,200円
第3段階	第1・2段階以外の方	0.70	3,990円	47,880円
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	5,130円	61,560円
第5段階	本人が市民税非課税で、上記以外の方	1.00	5,700円 (基準額)	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,840円	82,080円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,410円	88,920円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,550円	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.70	9,690円	116,280円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75	9,975円	119,700円

(広告)

**社会福祉法人 栗栖の荘**



養護老人ホーム  
**栗栖の荘**

たつの市新宮町平野692-32  
☎0791-75-0385

特別養護老人ホーム  
**栗栖の荘**

たつの市新宮町平野778-5  
☎0791-75-3878

新宮町デイサービスセンター  
**あすかの園**

たつの市新宮町平野692-23  
☎0791-75-3648

栗栖の荘  
居宅介護支援事業所

たつの市新宮町平野778-5  
☎0791-76-2266

小規模多機能型居宅介護事業所  
**こやすの家**

たつの市新宮町篠首342-3  
☎0791-77-0460

看護小規模多機能型居宅介護事業所 **ゆう**

たつの市新宮町平野30-1 ☎0791-75-5500

**香島保育園**

たつの市新宮町香山 ☎0791-77-1014

■法人本部／たつの市新宮町平野692-32 TEL.0791-75-0385

82

たつの市 暮らしの便利帳

たつの市 暮らしの便利帳

83



## 介護サービスの種類

介護サービスとは、介護を必要とする方が利用できるサービスで、大きく分けて「居宅サービス」、「施設サービス」、「地域密着型サービス」の3つの種類があります。

利用者は、居宅介護支援事業者などに依頼して利用したいサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。

### 居宅サービス(在宅サービス)

サービス名	サービスの内容
訪問介護	ホームヘルパー等が家庭を訪問し身体介護や生活援助を行う。
訪問入浴介護	介護職員等が家庭を訪問し浴槽を提供しての入浴介護を行う。
訪問看護	看護師等が家庭を訪問し看護サービスを行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し機能訓練を行う。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師等が家庭を訪問し療養上の管理・指導を行う。
通所介護(※利用定員19人以上)	デイサービスセンター等で食事・入浴・機能訓練等を行う。
通所リハビリテーション	老人保健施設等で日常生活の自立支援のための機能訓練を行う。
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して介護を行う。
短期入所療養介護	介護老人保健施設等の施設に短期間入所して介護を行う。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与する。
福祉用具購入	福祉用具のうち、入浴や排せつなどに使用する用具等、貸与に適さない用具に対する購入費の一部を支給する。
住宅改修	手すりの取り付けや段差解消等、住宅改修に係る経費の一部を支給する。
特定施設入居者生活介護	介護保険の対象となる指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者に対して介護を行う。

### 施設サービス

サービス名	サービスの内容
介護老人福祉施設	常時介護が必要なため、本施設へ入所した高齢者等へ介護を行う。
介護老人保健施設	病状安定期にあり、本施設へ入所した高齢者等へ、介護・機能回復訓練を行う。
介護療養型医療施設	長期療養が必要なため、本施設へ入院した高齢者等へ、治療・介護を行う。

### 地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターで、食事・入浴・機能訓練等を行う。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心としながら、訪問、短期間宿泊などを組み合わせたサービスを一体的に行う。
看護小規模多機能型居宅介護	通い、訪問、短期間宿泊に訪問看護を組み合わせる介護や医療・看護のサービスを一体的に行う。
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	認知症の方が、共同生活を営む住宅で、介護・機能訓練等を行う。
地域密着型通所介護(※利用定員19人未満)	デイサービスセンター等で食事・入浴・機能訓練等を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に対して介護を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間の定期的な巡回訪問や利用者の通報による訪問にも対応した、介護・看護サービスを一体的に行う。

〈広告〉

地域密着型  
**デイサービス 咲耶**  
見学・体験  
随時受付します

さくや

**スマイル咲耶訪問事業所**  
まごころ込めて、みなさまのサポートをさせていただきます!!

株式会社 このはな  
たつの市御津町荻屋1367-10  
TEL 079-227-7301  
FAX 079-228-4748

社会福祉法人 香南会  
**ケアハウス アゼリア**

トマト指定居宅介護支援センター  
トマト指定通所介護センター

ケアハウス デイサービス ケアプランセンター

たつの市揖保町中臣510  
TEL.0791-67-8878

**株式会社のもと**

瀬戸内海を一望できる  
デイサービスです

ケア・プラン作成(相談室あり)  
訪問介護サービス  
デイサービス綾部山荘

お問合せは たつの市御津町黒崎268  
TEL 079-322-0878

社会福祉法人  
姫路社会福祉事業協会

指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム  
**白鳥園**

ショートステイ  
地域交流ホーム  
姫路市林田町久保161番地2  
TEL (079) 261-3939  
FAX (079) 261-3912  
https://www.h-fukushi.com

龍野デイサービスセンター  
居宅介護支援事業所  
訪問看護リハビリステーション

**赤とんぼ**  
介護やリハビリでお困りの方は  
赤とんぼにご相談ください!

〒679-4161 たつの市龍野町日山38-36  
TEL 0791-61-9028 (通所)  
TEL 0791-61-9030 (居宅)  
TEL 0791-63-7500 (訪問看護)

株式会社 With ハート  
訪問看護ステーション

**こころ**

たつの市御津町荻屋 464-1  
TEL 079-287-8541  
FAX 079-287-8542

在宅から施設まで望まれた  
生活をサポートさせていただきます。

あなたで  
よかった  
”  
ここで  
よかった”

社会福祉法人  
**桑の実園福祉会**  
TEL 0791-66-1360

介護が必要と感じられたら、  
いつでもお気軽にご相談ください。  
〒679-4003 兵庫県たつの市揖西町小神字塚原1551  
http://www.kuwanomien.jp/

介護用品レンタル・販売・各種相談  
**ゆいまある**  
株式会社

「ゆい」とは「助け合い」  
「まある」とは「繋がる」  
お互いを思いやるそんな  
気持ちを持った会社です。

介護用品の  
レンタル  
販売  
住宅改修  
その他  
各種相談

**ゆい・まある株式会社**  
たつの市龍野町堂本368-1  
TEL.0791-62-3210  
FAX.0791-62-3235 事業所番号:2873600965

福祉・介護

福祉・介護